

説明資料

(諮問第 503号関係)

- ・ 資源管理基本方針の一部変更（資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインの制定に伴う変更）について

資源管理協定の取組の効果の検証 及び取組内容の改良等に関する ガイドライン(案)について

令和8年3月
水産庁 資源管理推進室

ガイドラインの位置付け

- 資源管理協定（以下「協定」という）の制度運用については、1つの事務次官依命通知（※1）及び2つの長官通知（※2）において、その考えが示されてきた。
（※1）令和2年10月28日付け2水管第1443号「水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準」
（※2）令和2年10月30日付け2水管第1491号「大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」
令和2年10月30日付け2水管第1492号「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」
 - 今回作成するガイドラインは、都道府県及び協定に参加する漁業者により、協定の制度が適切に運用されるために制定するものであり、特に協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良や資源管理の目標の変更（「検証及び改良等」という。）の手續や考え方について、長官通知の内容を補足する位置付けにある。
- ⇒ このため、長官通知の必要部分を改正し、その「別記」としてガイドラインを制定する。
- （※）国に設置された資源管理協議会では、一部の協定の検証及び改良等を行うため、昨年6月、ガイドラインに先行して「資源管理協議会による資源管理協定（大臣認定）の取組の効果検証の基準について」を制定

<長官通知(知事管理区分)(R5.12.28改正)の改正イメージ>

- (本体) 知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い
- (別記第1) 都道府県資源管理方針の例
 - (別記第2) 漁獲割当管理原簿の様式の例(法第20条関係)
 - (別記第3) 特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の例
 - (別記第4) 資源管理措置の履行確認
 - (別記第5) 資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドライン**
 - (別記第56~78) 資源管理協定の例
 - (別記様式第1~45号) 各種様式
 - (別添第1) 漁業法第18条第1項の規定に基づき農林水産大臣が漁獲割当割合の設定を行わない場合等についての判断基準
 - (別添第2) 漁業法第32条第1項の規定に基づき農林水産大臣が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

ガイドラインの構成

- ガイドラインは、以下により構成される。
- 以下、各項目に沿って説明を行う。

<ガイドラインの構成>

第1 ガイドラインの作成の趣旨

第2 検証及び改良等の手続

第3 検証及び改良等の実施

- 1 基本的な考え方
- 2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業
- 3 協議会等による検証の具体的な作業

第4 その他

【別紙】資源管理の取組の種類とその効果

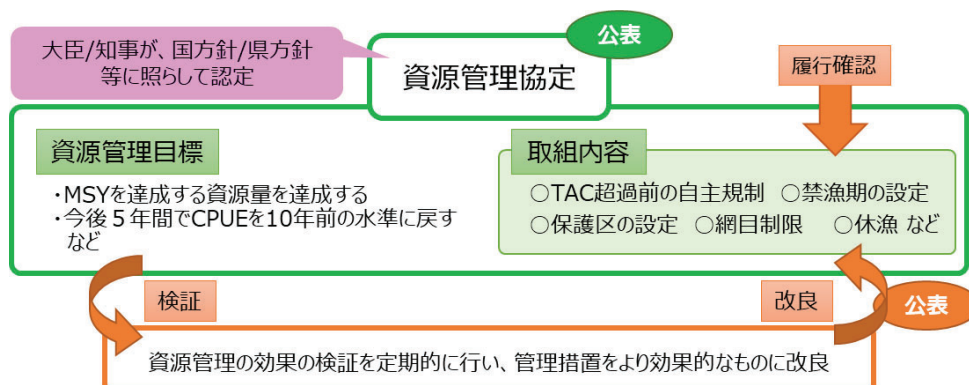
【別記様式第1～3号】検証様式(中間時・終了時・臨時)＋記載要領

2

第1 ガイドラインの作成の趣旨①

- 漁業法は、非I/Q管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するため、法第124条において、漁業者が、水域、水産資源の種類、漁業の種類、資源の保存及び管理の方法等を定めた協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事は、法第125条に定める基準（当該協定が水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること等）のいずれにも該当すると認めるときは、同条第1項に基づき、当該協定が適当であると認定すると規定している。
- 当該協定による取組が、水産資源の保存及び管理に効果的であり、より実効性のあるものとするため、当該協定に参加している者（「参加者」という。）は、資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うとともに、取組の効果についての検証を行うこととされている。
- 加えて、検証は、参加者以外の者の視点からも客観的に行うことが望ましい。このため、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する都道府県に設置された資源管理協議会等（「協議会等」という。）による検証も行う。

<資源管理協定の概念図>

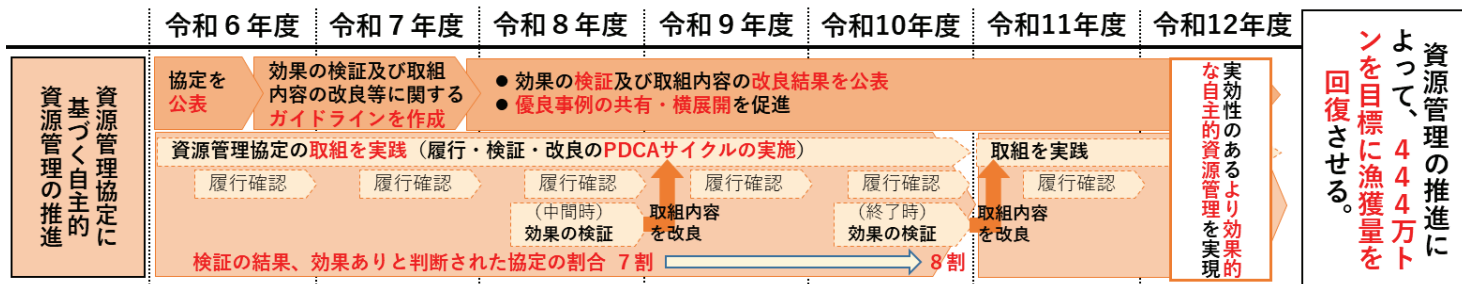


3

第1 ガイドラインの作成の趣旨②

- 令和6年3月に公表された「資源管理の推進のための新たなロードマップ」では、検証の結果を踏まえて取組内容について必要な改良を行うこと、また、取組の履行、検証、改良のサイクルを繰り返すことにより、実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現するものとされている。
- 本ガイドラインは、協定の取組の効果の検証及び検証の結果を踏まえた取組内容の改良や資源管理の目標の変更のプロセス(以下「検証及び改良等」という。)が適切に運用されるように制定する。

<資源管理の推進のための新たなロードマップ(抜粋)>



【参考】長官通知における公表についての記載(※同旨はガイドライン第2においても記載)

協定は、法に基づき都道府県知事が認定するものであること、我が国水産業を成長産業化させるために適切な資源管理の取組を我が国全体へと波及させることが望ましいこと、一般の消費者が適切に管理された水産物を選択的に利用できるような情報提供することなどの観点から、認定協定は、定期的な検証及び改良等の内容とともに、一覧表の形式にするなどわかりやすく工夫し、インターネットの利用その他の適切な方法で公表することとする。

また、自県内の漁業者に対して、自らの参加する協定の取組の検証及び改良等の際の参考とするため、公表されている他の認定協定の情報を参照するよう指導されたい。

4

第2 検証及び改良等の手続①

- 検証及び改良等は、原則、当該認定協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に行う(前者を「中間時検証」、後者を「終了時検証」という。)
- また、協定の対象としている水産資源について、資源管理の目標、管理の手法、漁獲シナリオ等の大きな変更があった場合には、当該変更のあった管理年度末から1年以内に行う(「臨時検証」という。)
- 検証を行うに際しては、中間時検証については別記様式第1号を、終了時検証については別記様式第2号を、臨時検証については別記様式第3号を用いる。

<別記様式第1~3号の主な記載事項>

- (1) 基本情報(協定の情報、検証の日程等)【参加者による記載】
- (2) 取組の概要と評価(対象の水産資源ごとに作成)【参加者による記載】
 - ① 対象水産資源の総漁獲量に対する参加者の漁獲量の割合
 - ② 資源管理の目標及び取組内容
 - ③ 履行の状況
 - ④ 資源状況
 - ⑤ 取組の評価(評価内容、取組の改良点等)
- (3) 資源管理協定全体の参加者による検証及び改良点等【参加者による記載】
- (4) 資源管理協議会等による検証を受けての対応【参加者による記載】
- (5) 資源管理協議会等による検証【協議会等による記載】

5

第2 検証及び改良等の手続②

- 中間時検証、終了時検証は、以下の手順により実施する。
- 一連の手続には一定の期間が必要となる。特に終了時検証においては、検証の対象となる協定の有効期間終了後、切れ目なく、当該終了時検証及び改良等の内容が反映され、新たに締結及び認定された協定の取組が開始できるよう、スケジュール管理を行う必要がある。

1 参加者による検証及び改良等

- ・漁業法第127条の規定に基づく都道府県知事からの報告徴収(長官通知・別記様式第44号)により検証を開始する。
- ・参加者は、関係者間で議論を行うなどして行った検証結果を様式に記載し、当該様式を協議会等へ提出する。このとき、試験研究機関から科学的な助言を受けることが望ましい。

2 協議会等による検証

- ・協議会等は、協議会を開催するなどして客観的な検証を行い、その結果を、参加者から提出を受けた様式に記載し、当該様式を参加者へ返却する。

3 参加者による「協議会等による検証」を受けての対応

- (1)協議会等による検証の結果、「取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」、「取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された場合、参加者は、当該判定への対応を検討し、その結果を様式に記載する。そのほか、参加者自らが既に記載した検証結果について、内容の同一性を失わない範囲における修正の必要があるかどうかを確認し、双方の結果について、協議会等に連絡する。
 - (2)上記以外の判定であった場合は、参加者は、既に記載した検証結果の内容を最終確認し、内容の同一性を失わない範囲における修正の必要があるかどうかを確認し、その結果を協議会等に連絡する。
- 参加者は、様式への記載内容が確定した段階で、都道府県知事から求められた漁業法第127条の規定に基づく報告に対する回答を行う(長官通知・別記様式第45号)。

4 都道府県知事による公表

- ・都道府県知事は、報告を受けた当該検証及び改良等の内容を公表する。公表は、利便性の観点等から、一覧表形式にするなどしてとりまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。

6

第3 検証及び改良等の実施(1 基本的な考え方①)

- 協定は、それぞれの水産資源ごとに、協定に規定した取組を行うことで、資源管理の目標を達成することを目的としている。このため、水産資源ごとに、協定に規定した取組を進めることで、資源管理の目標の達成が見込めるかどうか、の観点から、協定の取組の効果について検証する。
- 目標の達成が見込めるかについては、設定した目標の内容、具体的な取組の内容、当該目標及び取組を設定した際の考え方並びに期待した効果並びにそれ以降の海洋環境の状況等の変化を踏まえて判断する。
- 協定の取組とはしていないものの、対象としている水産資源の管理の一環として、協定の取組と組み合わせて行っている取組がある場合には、当該取組も勘案して判断する。
- その際、資源管理の取組の類型ごとに、当該取組によって発生する一般的な効果について、別紙「資源管理の取組の類型とその効果」として取りまとめたので、この内容も参考にされたい。

【長官通知(抜粋)】資源管理協定の例

●●県(又は●●県●●地区)における<(特定)水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定

(目的) ※特定水産資源の例

第1条 本協定は、<特定水産資源>の管理に関して●●●管理区分の漁獲可能量(又は漁獲量の総量若しくは漁獲努力量の総量)を超えないように漁獲可能量(又は漁獲量の総量若しくは漁獲努力量の総量)の管理を行うために効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該<特定水産資源>に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって<特定水産資源>の保存及び管理を図るものである。

(目的) ※特定水産資源以外の水産資源の例

第1条 本協定は、<水産資源>の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該<水産資源>に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって<水産資源>の保存及び管理を図るものである。

7

【別紙】資源管理の取組の類型とその効果（1/2）

- 資源管理の取組は、大きく分けて、①操業期間・時間制限、②操業区域制限、③漁獲物制限、④漁具・漁船制限、⑤漁獲量制限、⑥種苗放流、が考えられる。
- ①～⑥の類型ごとの、一般的に考えられる資源管理の取組の効果は、以下のとおりである。

①操業期間・時間制限

- ・操業期間・時間制限とは、期間や時間を決めて、操業できる機会を制限するという取組であり、資源に対する漁獲の影響の大きさ(以下「漁獲圧」という。)を低下させる効果がある。
- ・この効果は、単純に獲れる魚の数を減らすということに加え、例えば、数か月や数週間という単位で期間を定め、これを対象とする水産資源の産卵期にあてることで、産卵親魚を保護し、再生産を促す効果が期待される。また、対象とする水産資源の特性に応じ、例えば、1日のうちでも表層に浮いて獲りやすくなる夜間の時間を制限することなどで、その漁獲圧低下の効果を増大させることができると考えられる。
- ・一方で、これらの制限については、その内容によっては、資源管理のために取り組んでいるものではないのではないかと、通常の場合であっても操業を休まざるを得ない期間・時間ではないかとの指摘を受ける恐れがあるところ、取組の効果の検証においては、真に資源管理に貢献しているか否かを注意深く見る必要がある。

②操業区域制限

- ・操業区域制限とは、操業できる区域を制限するという取組である。
- ・その効果としては、漁獲圧の低下に加え、例えば、産卵区域や稚魚の育成区域を禁漁区域とすることで、産卵親魚や小型魚の保護につながり、再生産を促す効果があると考えられる。なお、産卵区域や稚魚の育成区域は海洋環境の変化等により変わり得るため、定期的に、最新の科学的知見等に基づき見直される必要がある。

③漁獲物制限

- ・漁獲物制限とは、漁獲対象としている水産資源について、漁獲できるものの体長や体重などについて制限を設ける取組である。
- ・その効果としては、一定の基準に満たない個体や、性的に成熟した個体等についての漁獲を制限し、小型魚や産卵親魚の保護をすることで、再生産を促すことが考えられる。これらの制限については、資源ごとの特性を踏まえた適切な基準等により設定される必要がある。

8

【別紙】資源管理の取組の類型とその効果（2/2）

(再掲)

- 資源管理の取組は、大きく分けて、①操業期間・時間制限、②操業区域制限、③漁獲物制限、④漁具・漁船制限、⑤漁獲量制限、⑥種苗放流、が考えられる。
- ①～⑥の類型ごとの、一般的に考えられる資源管理の取組の効果は、以下のとおりである。

④漁具・漁船制限

- ・漁具制限とは、効率的に漁獲することができる漁具の使用禁止や、使用する漁具の仕様に制限を設ける取組である。
- ・その効果としては、漁獲効率の低下による漁獲圧の低下や、一定以下の体長の個体がかからないようにすることによる小型魚の保護などが考えられる。
- ・漁船制限とは、漁獲の効率を制限するため、漁船数や、漁船の総トン数、推進機関の出力等の漁船の規模・性能に対して制限を設ける取組である。
- ・その効果としては、漁獲圧の低下が考えられる。

⑤漁獲量制限

- ・漁獲量制限とは、期間を定め、その期間内における漁獲量について、一定量以上を超えないように操業を管理する取組であり、漁獲量を直接的に制限することで、漁獲圧をコントロールすることができる取組である。
- ・この結果として、漁獲圧が一定以上に大きくならないという効果が期待される。

⑥種苗放流

- ・自然環境下の水産動物は、卵やふ化の直後の仔魚・稚魚の間に多くが環境の変化により自然に死亡し、又は捕食により死亡し、その結果として、成魚まで育つものはごく僅かであるという特徴を有している。このため、卵から一定の大きさに成長するまでの死亡率が高い時期を、人工的に育成し、それから放流することで水産資源を積極的に増やすための種苗放流の取組が実施されている。
- ・種苗放流に際しては、資源や地域の特性を踏まえ、放流の場所や時期、放流する個体のサイズを適切に選定するとともに、①操業期間・時間制限、②操業区域制限、③漁獲物制限又は④漁具・漁船制限といった取組を組み合わせる必要がある。

9

第3 検証及び改良等の実施（1 基本的な考え方②）

- 特定水産資源の場合、水産資源ごとに、漁獲可能量による管理の取組を通じて、資源管理基本方針に定めた資源管理の目標の達成を目指していることから、漁業法の下で設定された都道府県別漁獲可能量のうち参加者に配分等された数量（「参加者配分数量」という。）を超えないよう漁獲量の管理が行われているかどうかの観点から、検証を行う。
- 「現行水準」として配分を受けている都道府県であり、配分数量が示されず目安となる数量のみが示されている場合は、「現行水準」の都道府県における管理について、隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うとされていることを踏まえ、現状の漁獲努力量を超えないよう管理が行われているかどうかの観点から検証を行う。
- ステップアップ管理の対象とされている特定水産資源については、都道府県及び大臣管理区分に対して具体的な配分数量が設定されないステップ1の期間においては、その管理を行う際の参考として提示される数量を1つの目安として管理が行われているかどうかの観点から、また、都道府県及び大臣管理区分に対して試行的な配分が行われ管理の目安となる数量が提示されるステップ2の期間においては、当該目安数量を踏まえた管理が行われているかどうかの観点から、検証を行う。
ステップ3の期間においては、ステップアップ管理の対象ではない通常の水産資源と同様の配分等による管理がなされることから、通常の水産資源と同様の観点で検証を行う。
- なお、取組内容の履行の状況については、例えば、取組の内容が完全に履行されていなくても目標が達成されることはあり得るため、当該協定の資源管理の目標の達成とは直接的に関係しないものと考え、効果の検証に際しては参考情報として取り扱う。ただし、取組内容の履行ができていない者がいる場合には、全ての参加者により取組の内容が正しく履行されるよう改善策等を検討する必要がある。
- 複数の水産資源を対象とした協定の場合には、水産資源ごとの判定結果を踏まえて、協定全体としての検証を行う。

10

第3 検証及び改良等の実施（1 基本的な考え方③）

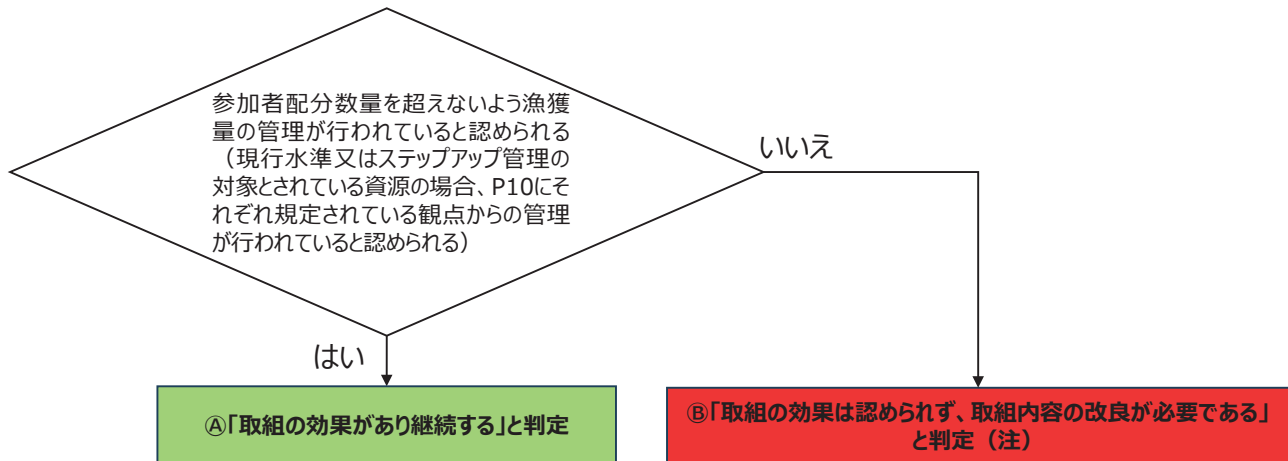
- 検証の結果、目標の達成が見込まれない場合には、その考えられる要因に応じて、協定の取組内容の改良や、資源管理の目標の変更を検討する。
 - 例えば、広域に分布する水産資源について、参加者のみの取組では十分な効果の発揮が難しいと考えられる場合には、協定の対象とする水域や漁業の種類を拡大することが考えられる。
 - また、資源管理の目標の達成と、具体的な取組による効果との間の関係性が不明瞭である場合には、当該水産資源の特性やその採捕の実態を勘案して、新たな取組を追加したり、追加的な目標を定めたりすることが考えられる。
 - なお、海洋環境の変化等に伴い、獲れる資源に変化が起きているような場合には、協定の対象とする資源自体について、見直しを行うことも考えられる。
- 協定の取組内容の改良や資源管理の目標の変更を検討するに際しては、漁獲量、操業日数・回数、漁獲物の体長組成などの漁業から得られる利用可能な最善の情報に基づき科学的に分析される結果並びに水産資源の特性及びその採捕の実態を踏まえることが重要である。

11

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業①）

- 検証は、協定において対象としている水産資源ごとに行う。
- 水産資源に着目して協定の種類を分類すると、次の5つに分けられる。
 - ①単一の「特定水産資源」を対象とする協定
 - ②複数の「特定水産資源」を対象とする協定
 - ③単一の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定
 - ④複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定
 - ⑤「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定
- 以下に、この種類ごとに、検証及び改良等の具体的な作業を示す。

①単一の「特定水産資源」を対象とする協定の場合



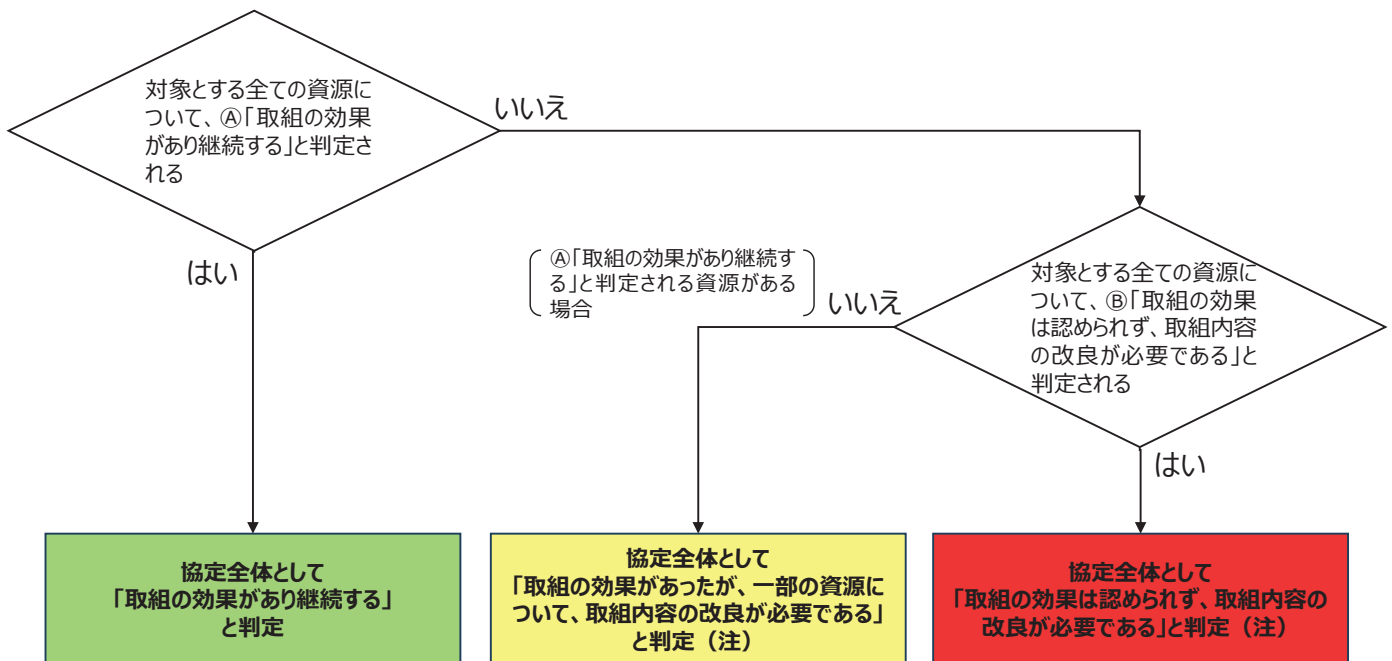
（注）この判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

【備考】参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要に応じて当該取組についての評価を行う。

12

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業②）

②複数の「特定水産資源」を対象とする協定の場合



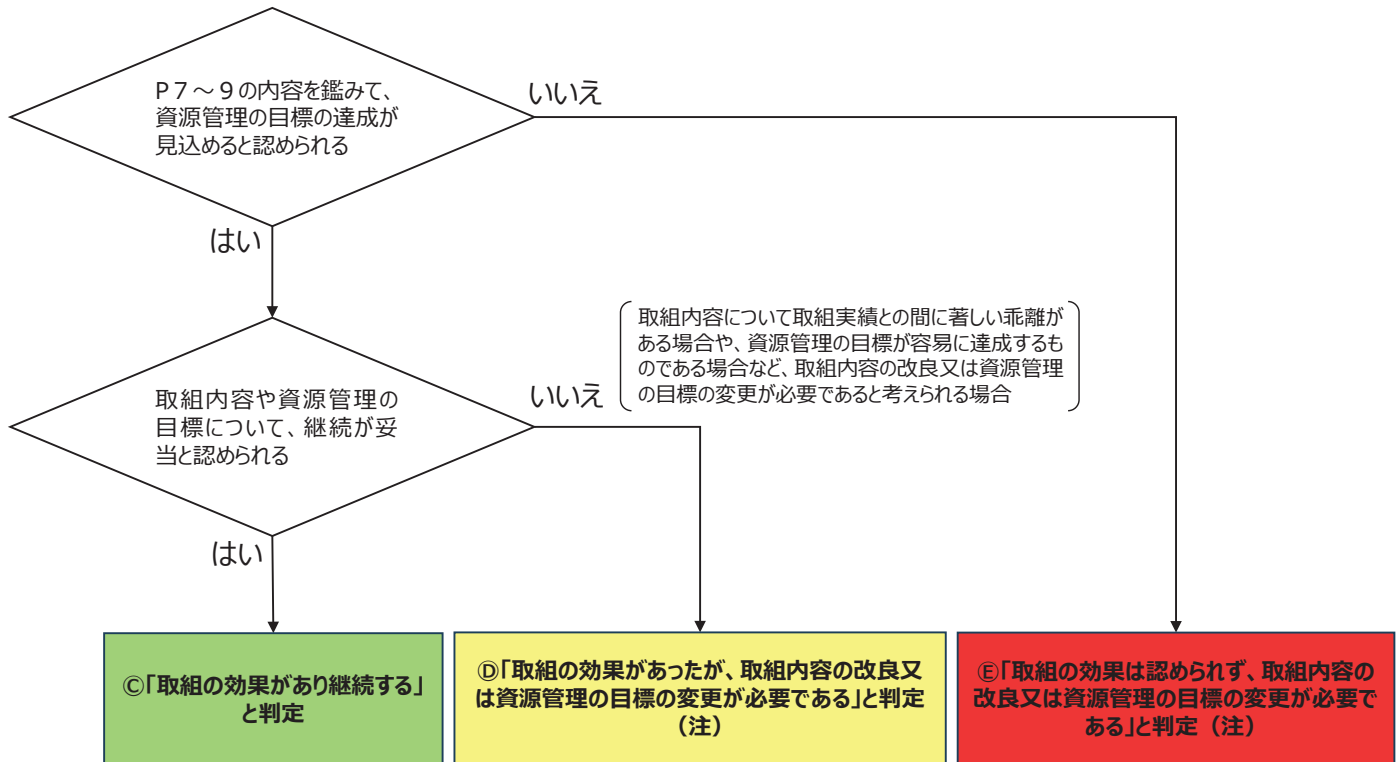
（注）これらの判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

【備考】参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要に応じて当該取組についての評価を行う。

13

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業③）

③単一の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合

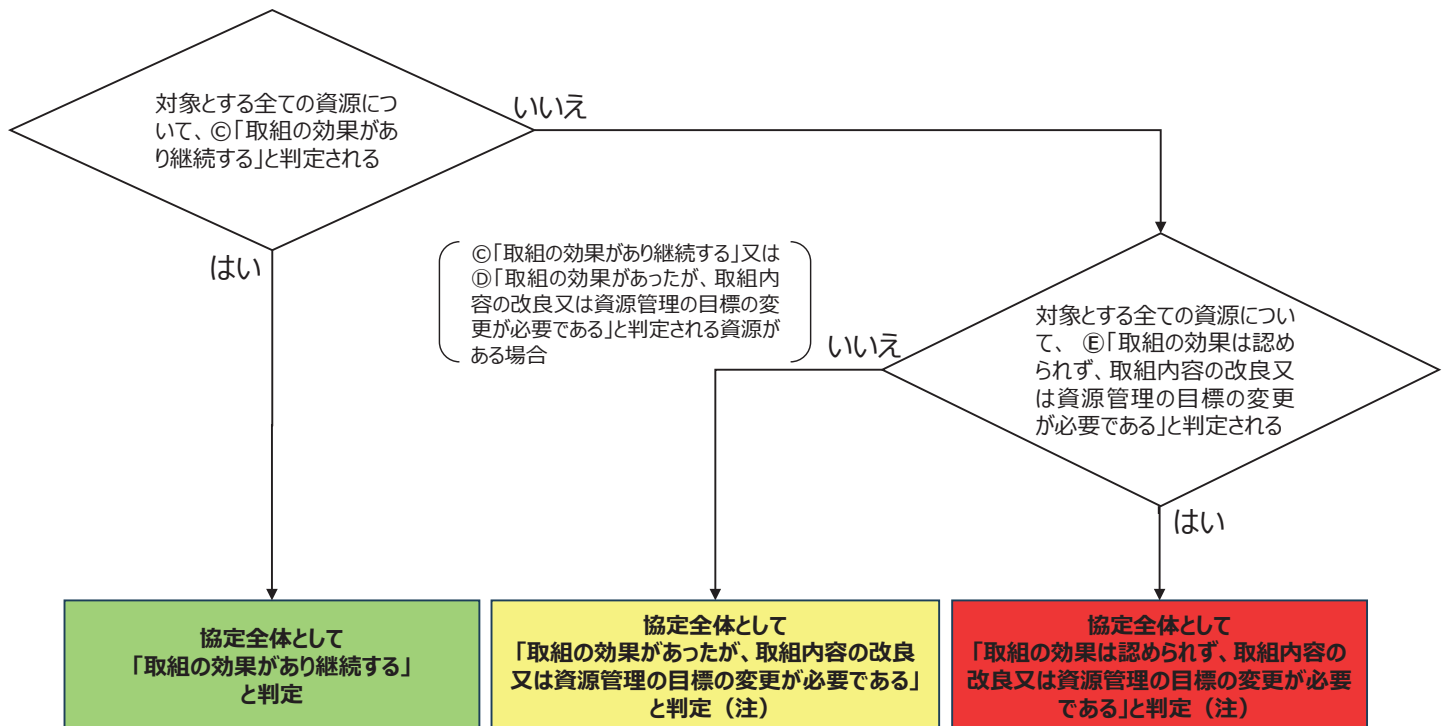


（注）これらの判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

14

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業④）

④複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合



（注）これらの判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

15

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業⑤）

⑤ 「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定の場合

- 対象とする資源を「特定水産資源」、「特定水産資源以外の水産資源」に分けて、①から④と同様の考え方により、それぞれの資源全体の取組の効果を判定する。
- 「特定水産資源」全体、「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定結果を、下の表に当てはめて、協定全体として取組の効果を判定する。

| | | 「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定 | | |
|-----------------------------------|--|--|--|---|
| | | 「取組の効果が あり 継続する」 | 「取組の効果があつたが、取組内容の 改良又は資源管理の目標の変更が必 要である」 | 「取組の効果は認められず、取組内容 の改良又は資源管理の目標の変更が 必要である」 |
| 「特定 水産 資源」 全体 の判 定 | 「取組の効果があり 継続する」 | 「取組の効果があり継続する」と判定 | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) |
| | 「取組の効果があつたが、一部 の資源について、取組内容の 改良が必要である」 | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) |
| | 「取組の効果は認められず、取 組内容の改良が必要である」 | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) | 「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) |

(注) これらの判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

16

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業⑥）

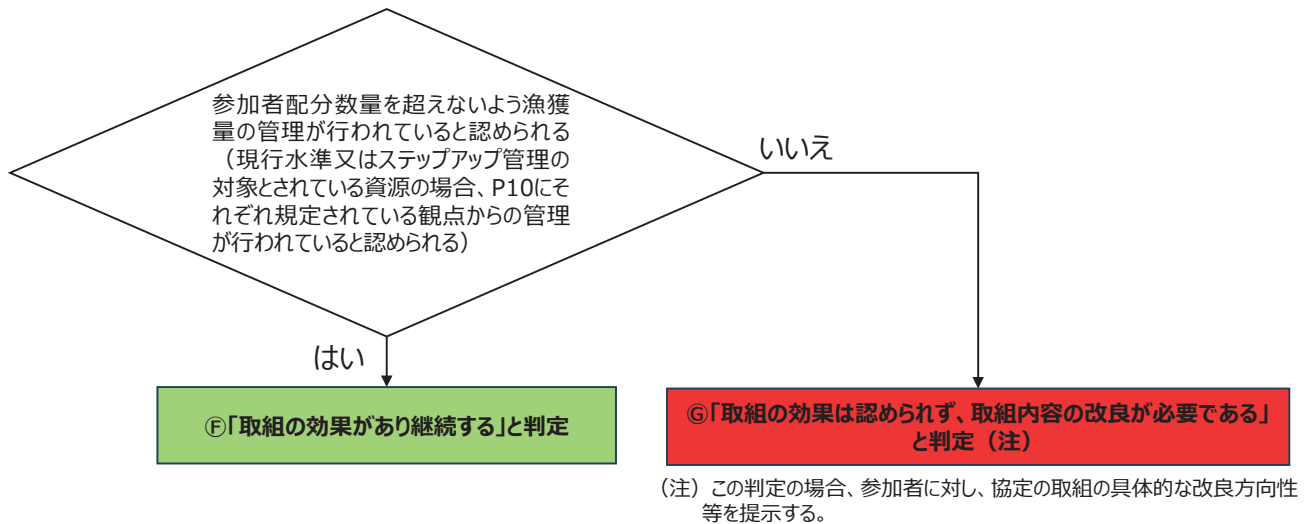
- 取組の開始前において予測することのできなかつた外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する（この場合、どのような外部要因であるかを明らかにするとともに、当該要因を考慮した上で、取組の具体的な改良内容等を検討する。）。
- 複数の「特定水産資源」を対象とする協定、複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定及び「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定にあっては、協定が対象とする全ての資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合に、協定全体として「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する。
- それ以外の場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源を除いて、残りの資源の判定結果により協定全体の判定を行う。

17

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業①）

- 協議会等による検証は、参加者による検証の透明性を確保する観点から、参加者以外の者の視点により客観的に行う。
- 基本的な考え方は、参加者による検証及び改良等と同じであり、水産資源ごとに行う点も変わらない。
- 上記を踏まえ、以下のとおり実施する。

①単一の「特定水産資源」を対象とする協定の場合

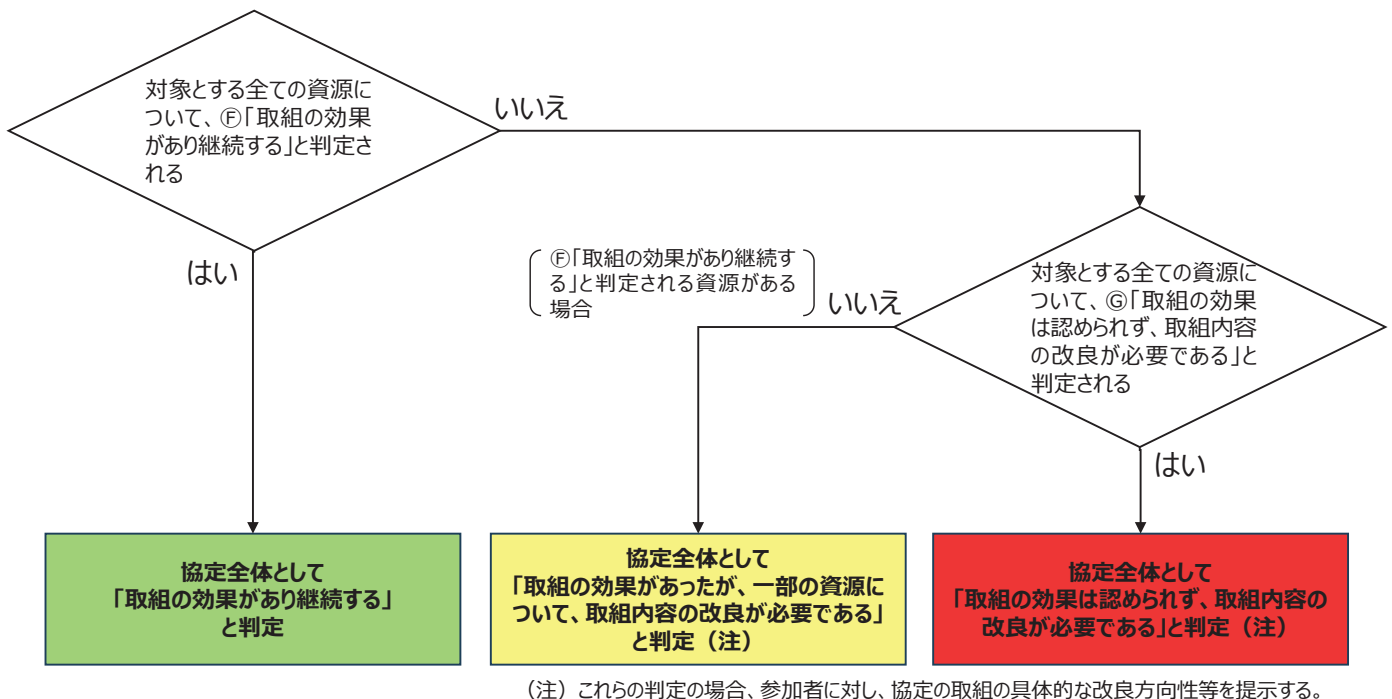


【備考】参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要に応じて当該取組についての評価を行い、参考情報として参加者に対して提示する。

18

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業②）

②複数の「特定水産資源」を対象とする協定の場合

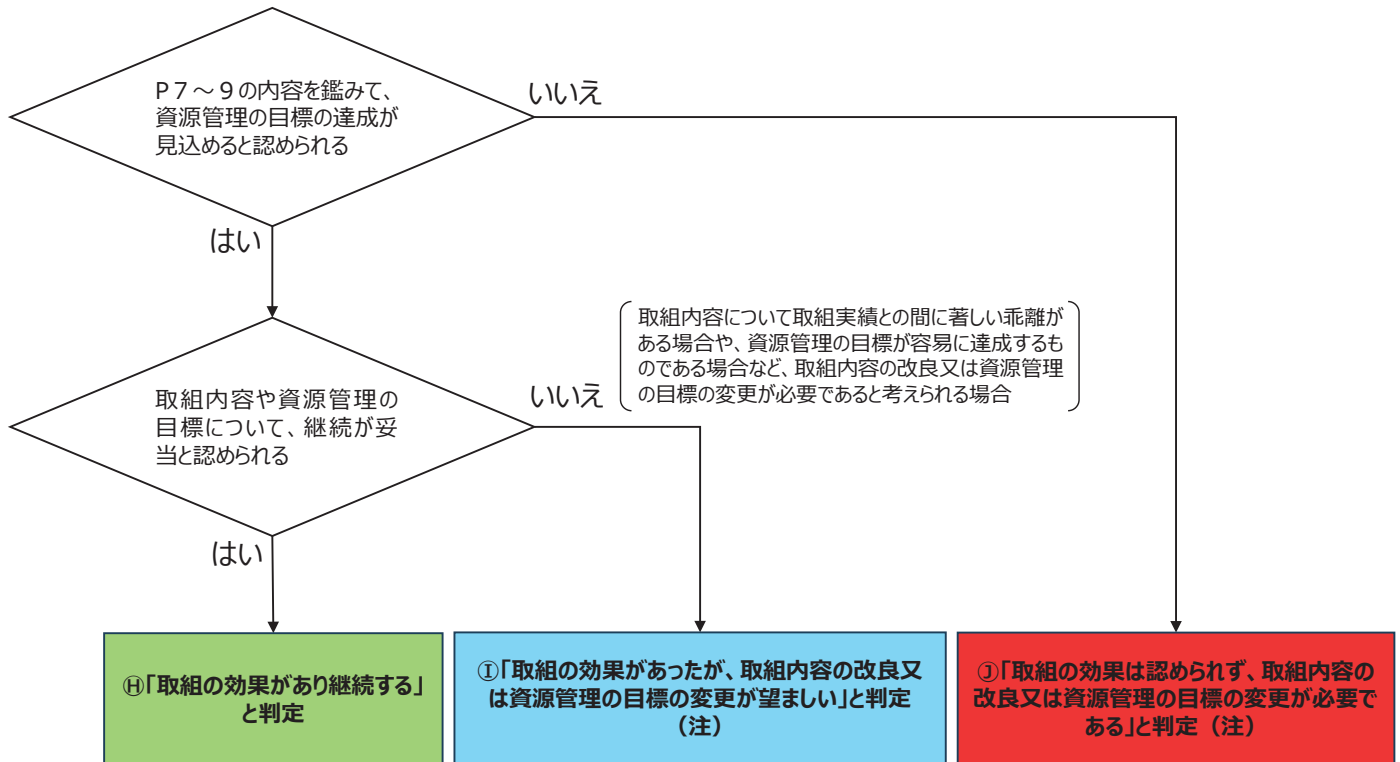


【備考】参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要に応じて当該取組についての評価を行い、参考情報として参加者に対して提示する。

19

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業③）

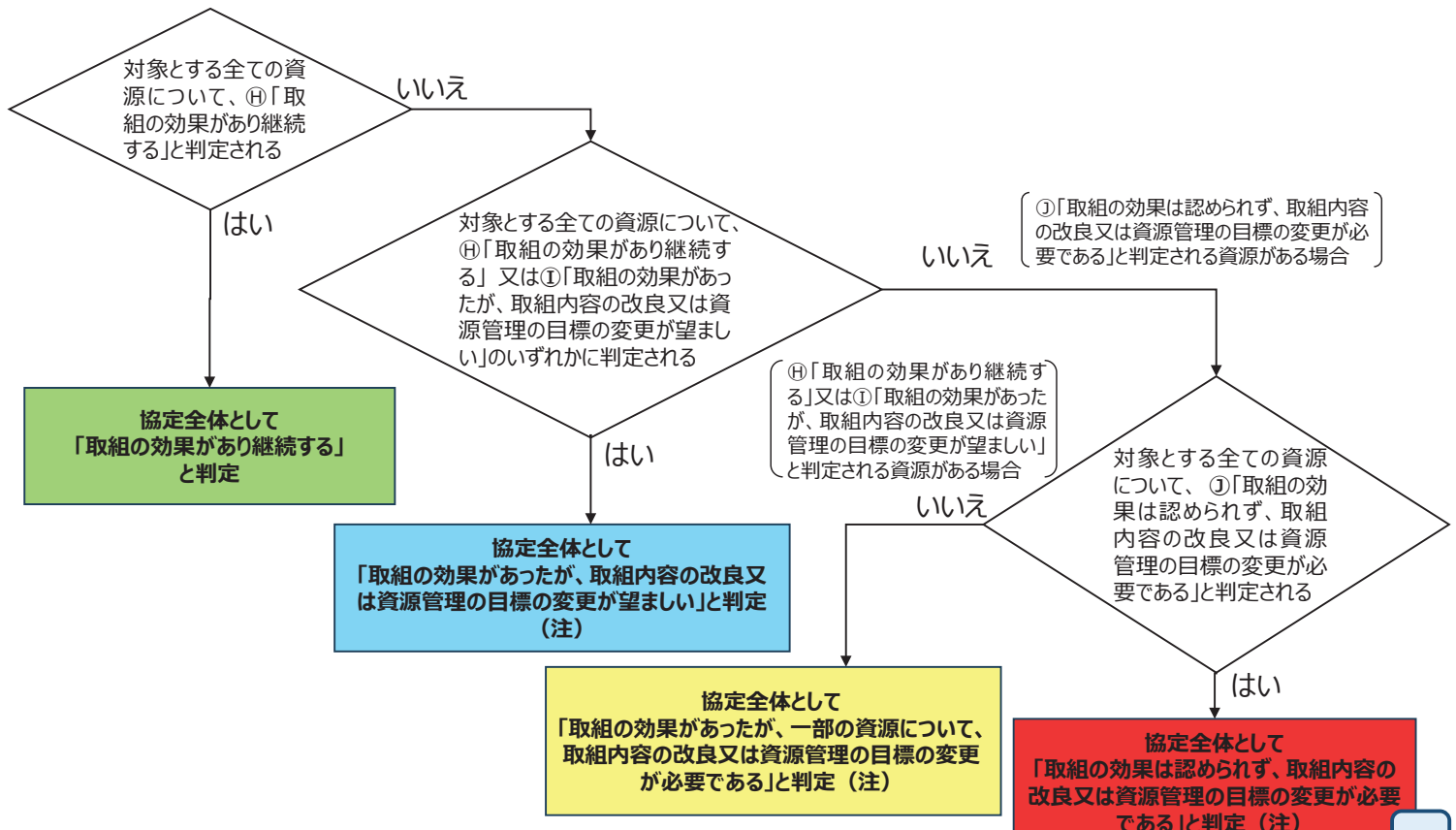
③単一の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合



(注) これらの判定の場合、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良方向性等を提示する。

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業④）

④複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合



(注) これらの判定の場合、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良方向性等を提示する。

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業⑤）

⑤ 「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定の場合

- 対象とする資源を「特定水産資源」、「特定水産資源以外の水産資源」に分けて、①から④と同様の考え方により、それぞれの資源全体の取組の効果を判定する。
- 「特定水産資源」全体、「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定結果を、下の表に当てはめて、協定全体として取組の効果を判定する。

| | | 「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定 | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|--|--|--|--|
| | | 「取組の効果が あり 継続する」 | 「取組の効果があつたが、取組 内容の改良又は資源管理の 目標の変更が望ましい」 | 「取組の効果があつたが、一部 の資源について、取組内容の 改良又は資源管理の目標の 変更が必要である」 | 「取組の効果は認められず、取 組内容の改良又は資源管理 の目標の変更が必要である」 |
| 「特定 水産 資源」 全体 の 判 定 | 「取組の効果があり 継続する」 | 「取組の効果があり継続する」と判定 | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） |
| | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良が必要である」 | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） |
| | 「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」 | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） |

（注）これらの判定の場合、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良方向性等を提示する。

22

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業⑥）

- 取組の開始前において予測することのできなかつた外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する（この場合、どのような外部要因であるかを明らかにするとともに、当該要因を考慮した上で、参加者に対し、取組の具体的な改良の方向性等を提示する。）。
- 複数の「特定水産資源」を対象とする協定、複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定及び「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定にあっては、協定が対象とする全ての資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合に、協定全体として「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する。
- それ以外の場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源を除いて、残りの資源の判定結果により協定全体の判定を行う。

23

第4 その他

- 協定の検証及び改良等は、協定に基づく取組の実施状況及び水産資源の状態に関する情報に基づいて行われることから、参加者は、資源評価及び協定の検証に必要な情報が継続的に得られるよう、例えば、漁獲量、操業日数・回数、操業位置及び漁獲物の体長・体重に関する情報の収集や、標識放流・再捕報告、混獲に関する情報及び年齢査定に必要な試料の試験研究機関への提供並びに調査船調査・市場調査への協力等を、自主的に行うことが望ましい。
- 国又は都道府県は、当該参加者からの協力により得られた情報を活用し、試験研究機関による資源評価の精度向上を促進するとともに、協定の検証及び改良等に資するよう努めることとする。

資源管理協定の取組の効果の検証 及び取組内容の改良等に関する ガイドライン(案)について

令和8年3月
水産庁 資源管理推進室

ガイドラインの位置付け

- 資源管理協定（以下「協定」という）の制度運用については、1つの事務次官依命通知（※1）及び2つの長官通知（※2）において、その考えが示されてきた。
（※1）令和2年10月28日付け2水管第1443号「水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準」
（※2）令和2年10月30日付け2水管第1491号「大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」
令和2年10月30日付け2水管第1492号「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」
- 今回作成するガイドラインは、国及び協定に参加する漁業者により、協定の制度が適切に運用されるために制定するものであり、特に協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良や資源管理の目標の変更（「検証及び改良等」という。）の手续や考え方について、**長官通知の内容を補足する位置付け**にある。
⇒ このため、**長官通知の必要部分を改正し、その「別記」としてガイドラインを制定する。**
（※）国に設置された資源管理協議会では、一部の協定の検証及び改良等を行うため、昨年6月、ガイドラインに先行して「資源管理協議会による資源管理協定（大臣認定）の取組の効果検証の基準について」を制定

＜長官通知(大臣管理区分)(R5.12.28改正)の改正イメージ＞

- (本体) 大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い
- (別記第1) 漁業法第18条第1項の規定に基づき農林水産大臣が漁獲割当割合の設定を行わない場合等についての判断基準
 - (別記第2) 漁獲割当管理原簿の様式の例(法第20条関係)
 - (別記第3) 漁業法第32条第1項の規定に基づき農林水産大臣が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の例
 - (別記第4) 資源管理措置の履行確認
 - (別記第5) 資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドライン**
 - (別記第56、67) 資源管理協定の例
 - (別記様式第1～49号) 各種様式

ガイドラインの構成

- ガイドラインは、以下により構成される。
- 以下、各項目に沿って説明を行う。

<ガイドラインの構成>

第1 ガイドラインの作成の趣旨

第2 検証及び改良等の手続

第3 検証及び改良等の実施

- 1 基本的な考え方
- 2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業
- 3 協議会等による検証の具体的な作業

第4 その他

【別紙】資源管理の取組の種類とその効果

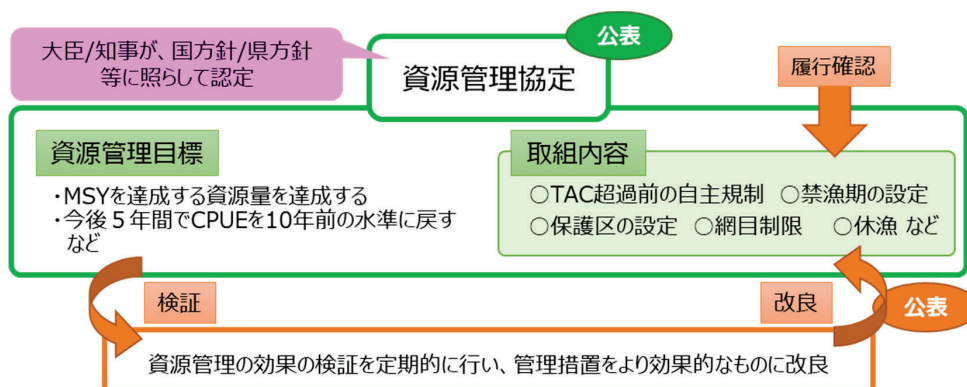
【別記様式第1～3号】検証様式(中間時・終了時・臨時)＋記載要領

2

第1 ガイドラインの作成の趣旨①

- 漁業法は、非I/Q管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するため、法第124条において、漁業者が、水域、水産資源の種類、漁業の種類、資源の保存及び管理の方法等を定めた協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事は、法第125条に定める基準（当該協定が水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること等）のいずれにも該当すると認めるときは、同条第1項に基づき、当該協定が適当であると認定すると規定している。
- 当該協定による取組が、水産資源の保存及び管理に効果的であり、より実効性のあるものとするため、当該協定に参加している者（「参加者」という。）は、資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うとともに、取組の効果についての検証を行うこととされている。
- 加えて、検証は、参加者以外の者の視点からも客観的に行うことが望ましい。このため、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国に設置された資源管理協議会等（「協議会等」という。）による検証も行う。

<資源管理協定の概念図>

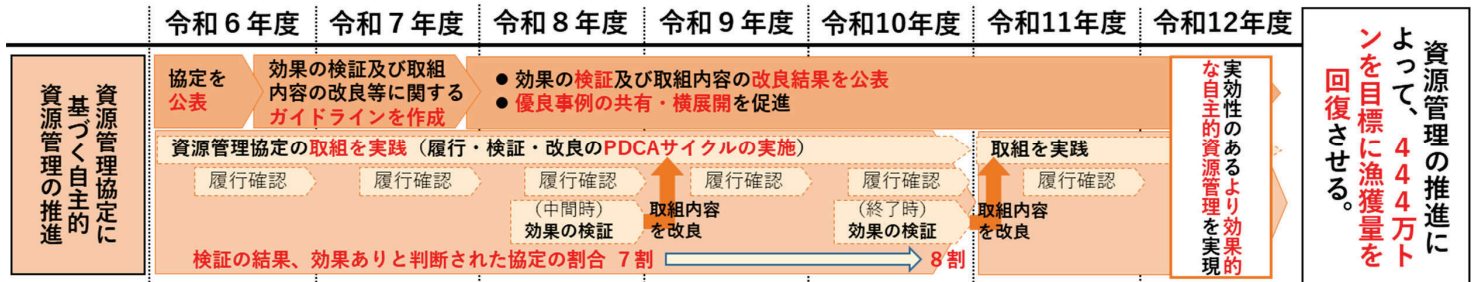


3

第1 ガイドラインの作成の趣旨②

- 令和6年3月に公表された「資源管理の推進のための新たなロードマップ」では、検証の結果を踏まえて取組内容について必要な改良を行うこと、また、取組の履行、検証、改良のサイクルを繰り返すことにより、実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現するものとされている。
- 本ガイドラインは、協定の取組の効果の検証及び検証の結果を踏まえた取組内容の改良や資源管理の目標の変更のプロセス(以下「検証及び改良等」という。)が適切に運用されるように制定する。

<資源管理の推進のための新たなロードマップ(抜粋)>



【参考】長官通知における公表についての記載(※同旨はガイドライン第2においても記載)

協定は、法に基づき農林水産大臣が認定するものであること、我が国水産業を成長産業化させるために適切な資源管理の取組を我が国全体へと波及させることが望ましいこと、一般の消費者が適切に管理された水産物を選択的に利用できるように情報提供することなどの観点から、認定協定は、定期的な検証及び改良等の内容とともに、一覧表の形式にするなどわかりやすく工夫し、インターネットの利用その他の適切な方法で公表することとする。

また、漁業者に対して、自らの参加する協定の取組の検証及び改良等の際の参考とするため、公表されている他の認定協定の情報を参照するよう指導する。

4

第2 検証及び改良等の手続①

- 検証及び改良等は、原則、当該認定協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に行う(前者を「中間時検証」、後者を「終了時検証」という。)
- また、協定の対象としている水産資源について、資源管理の目標、管理の手法、漁獲シナリオ等の大きな変更があった場合には、当該変更のあった管理年度末から1年以内に行う(「臨時検証」という。)
- 検証を行うに際しては、中間時検証については別記様式第1号を、終了時検証については別記様式第2号を、臨時検証については別記様式第3号を用いる。

<別記様式第1~3号の主な記載事項>

- (1) 基本情報(協定の情報、検証の日程等)【参加者による記載】
- (2) 取組の概要と評価(対象の水産資源ごとに作成)【参加者による記載】
 - ① 対象水産資源の総漁獲量に対する参加者の漁獲量の割合
 - ② 資源管理の目標及び取組内容
 - ③ 履行の状況
 - ④ 資源状況
 - ⑤ 取組の評価(評価内容、取組の改良点等)
- (3) 資源管理協定全体の参加者による検証及び改良点等【参加者による記載】
- (4) 資源管理協議会等による検証を受けての対応【参加者による記載】
- (5) 資源管理協議会等による検証【協議会等による記載】

5

第2 検証及び改良等の手続②

- 中間時検証、終了時検証は、以下の手順により実施する。
- 一連の手続には一定の期間が必要となる。特に終了時検証においては、検証の対象となる協定の有効期間終了後、切れ目なく、当該終了時検証及び改良等の内容が反映され、新たに締結及び認定された協定の取組が開始できるよう、スケジュール管理を行う必要がある。

1 参加者による検証及び改良等

- ・漁業法第127条の規定に基づく農林水産大臣からの報告徴収(長官通知・別記様式第48号)により検証を開始する。
- ・参加者は、関係者間で議論を行うなどして行った検証結果を様式に記載し、当該様式を協議会等へ提出する。このとき、試験研究機関から科学的な助言を受けることが望ましい。

2 協議会等による検証

- ・協議会等は、協議会を開催するなどして客観的な検証を行い、その結果を、参加者から提出を受けた様式に記載し、当該様式を参加者へ返却する。

3 参加者による「協議会等による検証」を受けての対応

- (1)協議会等による検証の結果、「取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」、「取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された場合、参加者は、当該判定への対応を検討し、その結果を様式に記載する。そのほか、参加者自らが既に記載した検証結果について、内容の同一性を失わない範囲における修正の必要があるかどうかを確認し、双方の結果について、協議会等に連絡する。
 - (2)上記以外の判定であった場合は、参加者は、既に記載した検証結果の内容を最終確認し、内容の同一性を失わない範囲における修正の必要があるかどうかを確認し、その結果を協議会等に連絡する。
- 参加者は、様式への記載内容が確定した段階で、農林水産大臣から求められた漁業法第127条の規定に基づく報告に対する回答を行う(長官通知・別記様式第49号)。

4 農林水産大臣による公表

- ・農林水産大臣は、報告を受けた当該検証及び改良等の内容を公表する。公表は、利便性の観点等から、一覧表形式にするなどしてとりまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。

6

第3 検証及び改良等の実施 (1 基本的な考え方①)

- 協定は、それぞれの水産資源ごとに、協定に規定した取組を行うことで、資源管理の目標を達成することを目的としている。このため、水産資源ごとに、協定に規定した取組を進めることで、資源管理の目標の達成が見込めるかどうか、の観点から、協定の取組の効果について検証する。
- 目標の達成が見込めるかについては、設定した目標の内容、具体的な取組の内容、当該目標及び取組を設定した際の考え方並びに期待した効果並びにそれ以降の海洋環境の状況等の変化を踏まえて判断する。
- 協定の取組とはしていないものの、対象としている水産資源の管理の一環として、協定の取組と組み合わせて行っている取組がある場合には、当該取組も勘案して判断する。
- その際、資源管理の取組の類型ごとに、当該取組によって発生する一般的な効果について、別紙「資源管理の取組の類型とその効果」として取りまとめたので、この内容も参考にされたい。

【長官通知(抜粋)】資源管理協定の例

(●●地域における)〈(特定)水産資源〉に関する〇〇漁業の資源管理協定

(目的) ※特定水産資源の例

第1条 本協定は、〈特定水産資源〉の管理に関して●●●管理区分の漁獲可能量(又は漁獲量の総量若しくは漁獲努力量の総量)を超えないように漁獲可能量(又は漁獲量の総量若しくは漁獲努力量の総量)の管理を行うために効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該〈特定水産資源〉に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって〈特定水産資源〉の保存及び管理を図るものである。

(目的) ※特定水産資源以外の水産資源の例

第1条 本協定は、〈水産資源〉の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該〈水産資源〉に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって〈水産資源〉の保存及び管理を図るものである。

7

【別紙】資源管理の取組の類型とその効果（1/2）

- 資源管理の取組は、大きく分けて、①操業期間・時間制限、②操業区域制限、③漁獲物制限、④漁具・漁船制限、⑤漁獲量制限、⑥種苗放流、が考えられる。
- ①～⑥の類型ごとの、一般的に考えられる資源管理の取組の効果は、以下のとおりである。

①操業期間・時間制限

- ・操業期間・時間制限とは、期間や時間を決めて、操業できる機会を制限するという取組であり、資源に対する漁獲の影響の大きさ(以下「漁獲圧」という。)を低下させる効果がある。
- ・この効果は、単純に獲れる魚の数を減らすということに加え、例えば、数か月や数週間という単位で期間を定め、これを対象とする水産資源の産卵期にあてることで、産卵親魚を保護し、再生産を促す効果が期待される。また、対象とする水産資源の特性に応じ、例えば、1日のうちでも表層に浮いて獲りやすくなる夜間の時間を制限することなどで、その漁獲圧低下の効果を増大させることができると考えられる。
- ・一方で、これらの制限については、その内容によっては、資源管理のために取り組んでいるものではないのではないか、通常の場合であっても操業を休まざるを得ない期間・時間ではないかとの指摘を受ける恐れがあるところ、取組の効果の検証においては、真に資源管理に貢献しているか否かを注意深く見る必要がある。

②操業区域制限

- ・操業区域制限とは、操業できる区域を制限するという取組である。
- ・その効果としては、漁獲圧の低下に加え、例えば、産卵区域や稚魚の育成区域を禁漁区域とすることで、産卵親魚や小型魚の保護につながり、再生産を促す効果があると考えられる。なお、産卵区域や稚魚の育成区域は海洋環境の変化等により変わり得るため、定期的に、最新の科学的知見等に基づき見直される必要がある。

③漁獲物制限

- ・漁獲物制限とは、漁獲対象としている水産資源について、漁獲できるものの体長や体重などについて制限を設ける取組である。
- ・その効果としては、一定の基準に満たない個体や、性的に成熟した個体等についての漁獲を制限し、小型魚や産卵親魚の保護をすることで、再生産を促すことが考えられる。これらの制限については、資源ごとの特性を踏まえた適切な基準等により設定される必要がある。

8

【別紙】資源管理の取組の類型とその効果（2/2）

(再掲)

- 資源管理の取組は、大きく分けて、①操業期間・時間制限、②操業区域制限、③漁獲物制限、④漁具・漁船制限、⑤漁獲量制限、⑥種苗放流、が考えられる。
- ①～⑥の類型ごとの、一般的に考えられる資源管理の取組の効果は、以下のとおりである。

④漁具・漁船制限

- ・漁具制限とは、効率的に漁獲することができる漁具の使用禁止や、使用する漁具の仕様に制限を設ける取組である。
- ・その効果としては、漁獲効率の低下による漁獲圧の低下や、一定以下の体長の個体がかからないようにすることによる小型魚の保護などが考えられる。
- ・漁船制限とは、漁獲の効率を制限するため、漁船数や、漁船の総トン数、推進機関の出力等の漁船の規模・性能に対して制限を設ける取組である。
- ・その効果としては、漁獲圧の低下が考えられる。

⑤漁獲量制限

- ・漁獲量制限とは、期間を定め、その期間内における漁獲量について、一定量以上を超えないように操業を管理する取組であり、漁獲量を直接的に制限することで、漁獲圧をコントロールすることができる取組である。
- ・この結果として、漁獲圧が一定以上に大きくならないという効果が期待される。

⑥種苗放流

- ・自然環境下の水産動物は、卵やふ化の直後の仔魚・稚魚の間に多くが環境の変化により自然に死亡し、又は捕食により死亡し、その結果として、成魚まで育つものはごく僅かであるという特徴を有している。このため、卵から一定の大きさに成長するまでの死亡率が高い時期を、人工的に育成し、それから放流することで水産資源を積極的に増やすための種苗放流の取組が実施されている。
- ・種苗放流に際しては、資源や地域の特性を踏まえ、放流の場所や時期、放流する個体のサイズを適切に選定するとともに、①操業期間・時間制限、②操業区域制限、③漁獲物制限又は④漁具・漁船制限といった取組を組み合わせる必要がある。

9

第3 検証及び改良等の実施（1 基本的な考え方②）

- 特定水産資源の場合、水産資源ごとに、漁獲可能量による管理の取組を通じて、資源管理基本方針に定めた資源管理の目標の達成を目指していることから、漁業法の下で設定された都道府県漁獲可能量のうち参加者に配分等された数量（「参加者配分数量」という。）を超えないよう漁獲量の管理が行われているかどうかの観点から、検証を行う。
- ステップアップ管理の対象とされている特定水産資源については、都道府県及び大臣管理区分に対して具体的な配分数量が設定されないステップ1の期間においては、その管理を行う際の参考として提示される数量を1つの目安として管理が行われているかどうかの観点から、また、都道府県及び大臣管理区分に対して試行的な配分が行われ管理の目安となる数量が提示されるステップ2の期間においては、当該目安数量を踏まえた管理が行われているかどうかの観点から、検証を行う。
ステップ3の期間においては、ステップアップ管理の対象ではない通常の水産資源と同様の配分等による管理がなされることから、通常の水産資源と同様の観点で検証を行う。
- なお、取組内容の履行の状況については、例えば、取組の内容が完全に履行されていなくても目標が達成されることはあり得るため、当該協定の資源管理の目標の達成とは直接的に関係しないものと考え、効果の検証に際しては参考情報として取り扱う。ただし、取組内容の履行ができていない者がいる場合には、全ての参加者により取組の内容が正しく履行されるよう改善策等を検討する必要がある。
- 複数の水産資源を対象とした協定の場合には、水産資源ごとの判定結果を踏まえて、協定全体としての検証を行う。

10

第3 検証及び改良等の実施（1 基本的な考え方③）

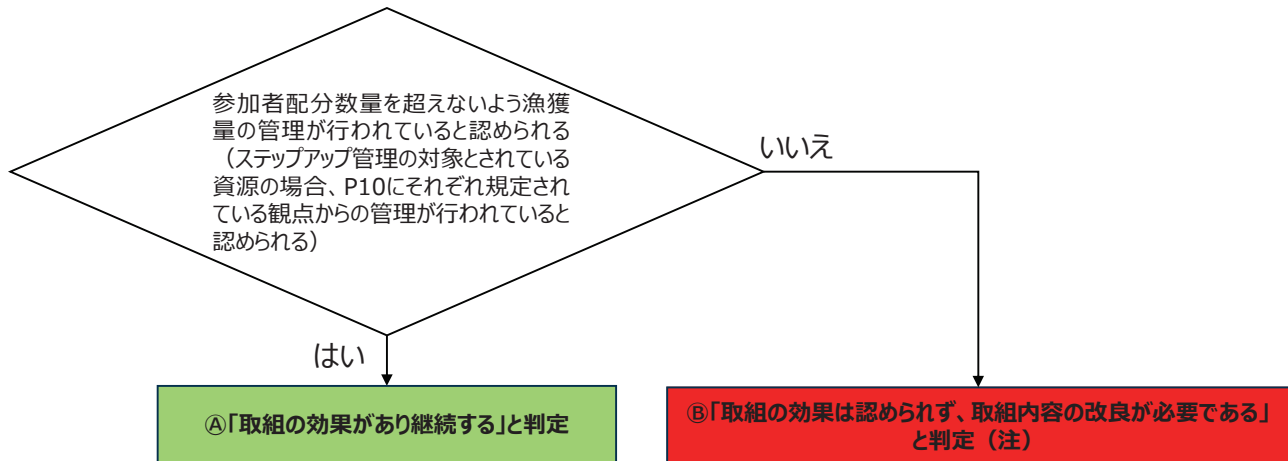
- 検証の結果、目標の達成が見込まれない場合には、その考えられる要因に応じて、協定の取組内容の改良や、資源管理の目標の変更を検討する。
 - 例えば、広域に分布する水産資源について、参加者のみの取組では十分な効果の発揮が難しいと考えられる場合には、協定の対象とする水域や漁業の種類を拡大することが考えられる。
 - また、資源管理の目標の達成と、具体的な取組による効果との間の関係性が不明瞭である場合には、当該水産資源の特性やその採捕の実態を勘案して、新たな取組を追加したり、追加的な目標を定めたりすることが考えられる。
 - なお、海洋環境の変化等に伴い、獲れる資源に変化が起きているような場合には、協定の対象とする資源自体について、見直しを行うことも考えられる。
- 協定の取組内容の改良や資源管理の目標の変更を検討するに際しては、漁獲量、操業日数・回数、漁獲物の体長組成などの漁業から得られる利用可能な最善の情報に基づき科学的に分析される結果並びに水産資源の特性及びその採捕の実態を踏まえることが重要である。

11

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業①）

- 検証は、協定において対象としている水産資源ごとに行う。
- 水産資源に着目して協定の種類を分類すると、次の5つに分けられる。
 - ①単一の「特定水産資源」を対象とする協定
 - ②複数の「特定水産資源」を対象とする協定
 - ③単一の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定
 - ④複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定
 - ⑤「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定
- 以下に、この種類ごとに、検証及び改良等の具体的な作業を示す。

①単一の「特定水産資源」を対象とする協定の場合



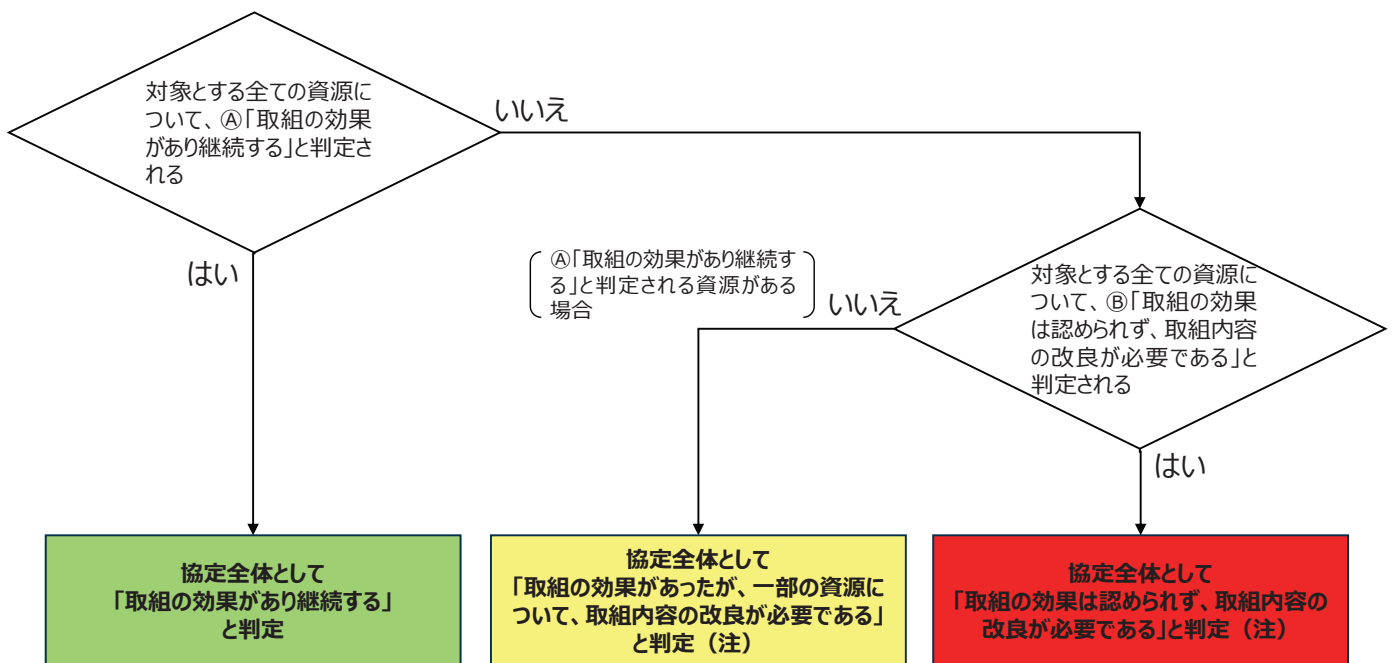
(注) この判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

【備考】参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要に応じて当該取組についての評価を行う。

12

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業②）

②複数の「特定水産資源」を対象とする協定の場合



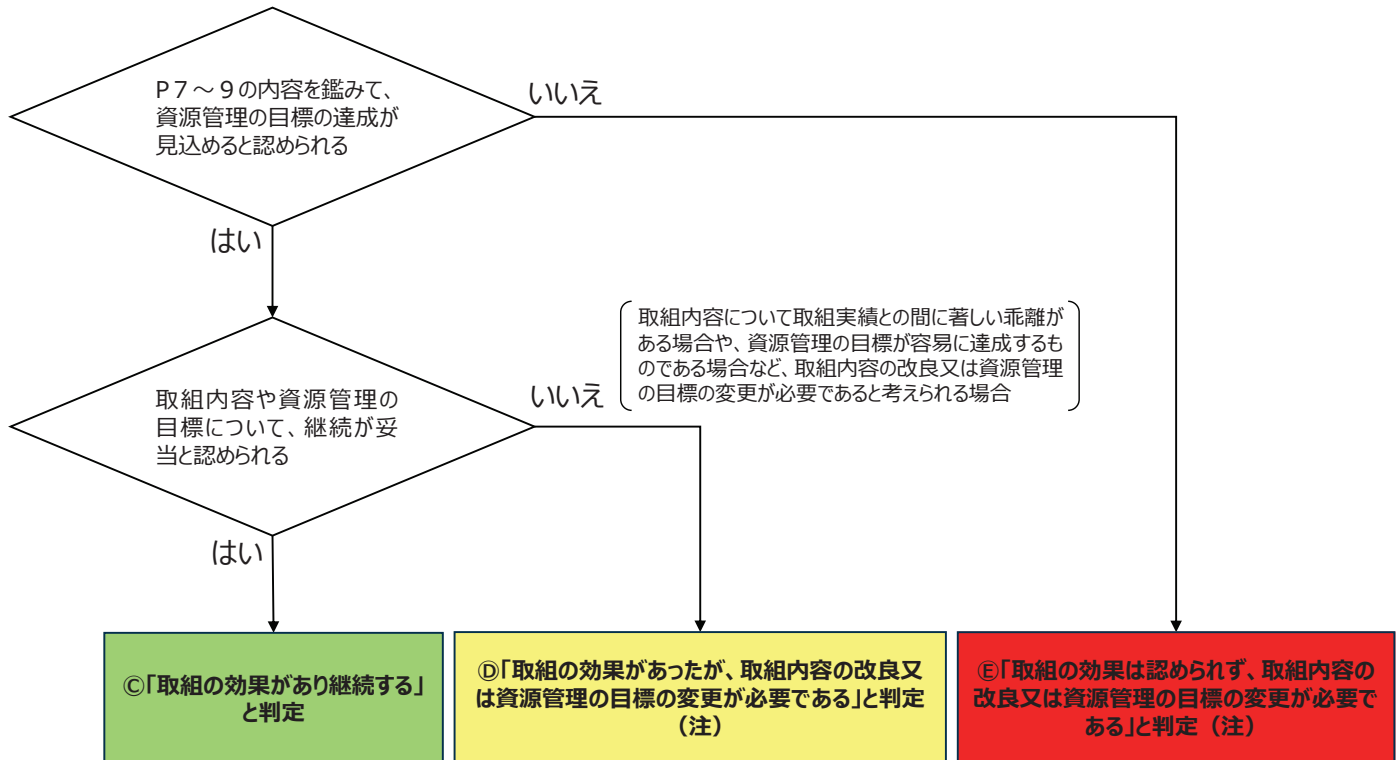
(注) これらの判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

【備考】参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要に応じて当該取組についての評価を行う。

13

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業③）

③単一の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合

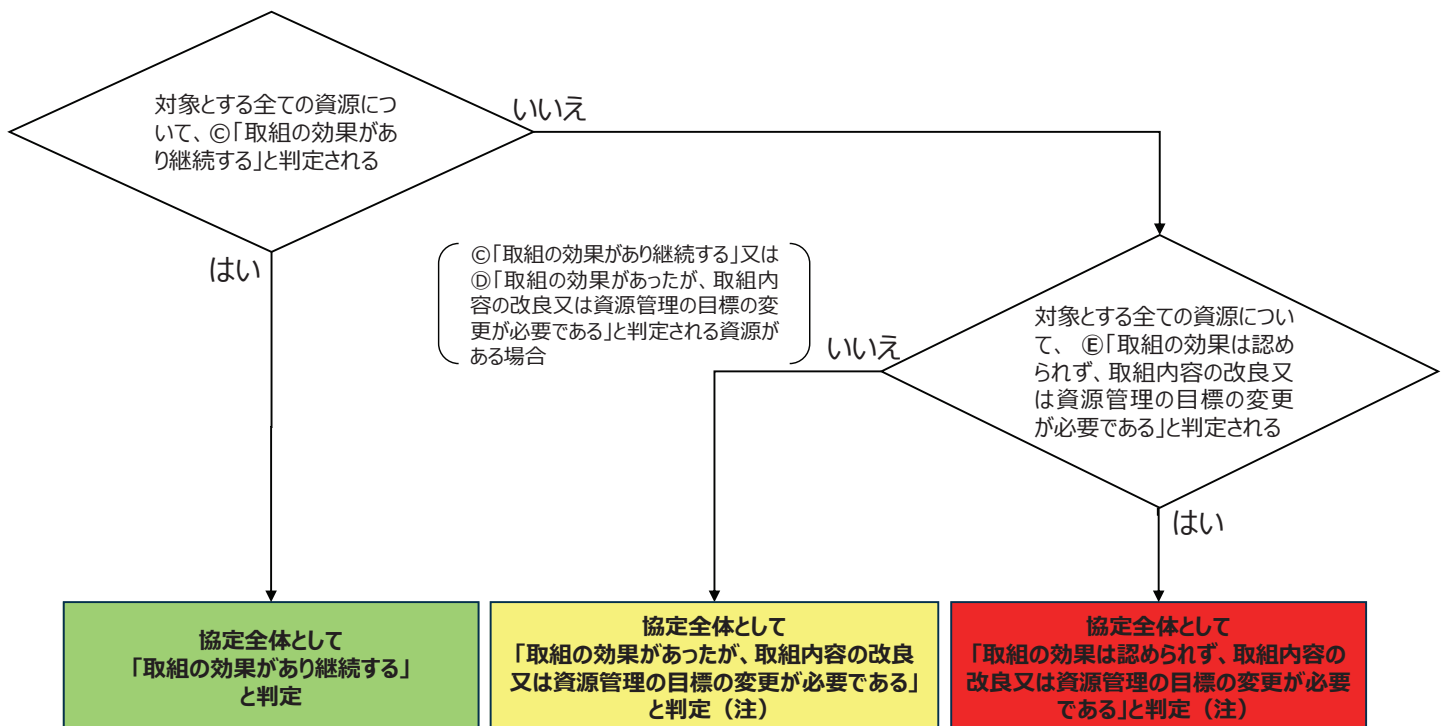


（注）これらの判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

14

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業④）

④複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合



（注）これらの判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

15

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業⑤）

⑤ 「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定の場合

- 対象とする資源を「特定水産資源」、「特定水産資源以外の水産資源」に分けて、①から④と同様の考え方により、それぞれの資源全体の取組の効果を判定する。
- 「特定水産資源」全体、「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定結果を、下の表に当てはめて、協定全体として取組の効果を判定する。

| | | 「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定 | | |
|---|--|--|--|---|
| | | 「取組の効果が あり 継続する」 | 「取組の効果があつたが、取組内容の 改良又は資源管理の目標の変更が必 要である」 | 「取組の効果は認められず、取組内容 の改良又は資源管理の目標の変更が 必要である」 |
| 「 特定 水産 資源」 全体 の 判 定 | 「取組の効果が あり 継続する」 | 「取組の効果があり継続する」と判定 | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) |
| | 「取組の効果があつたが、一部 の資源について、取組内容の 改良が必要である」 | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) |
| | 「取組の効果は認められず、取 組内容の改良が必要である」 | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) | 「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注) |

(注) これらの判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

16

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業⑥）

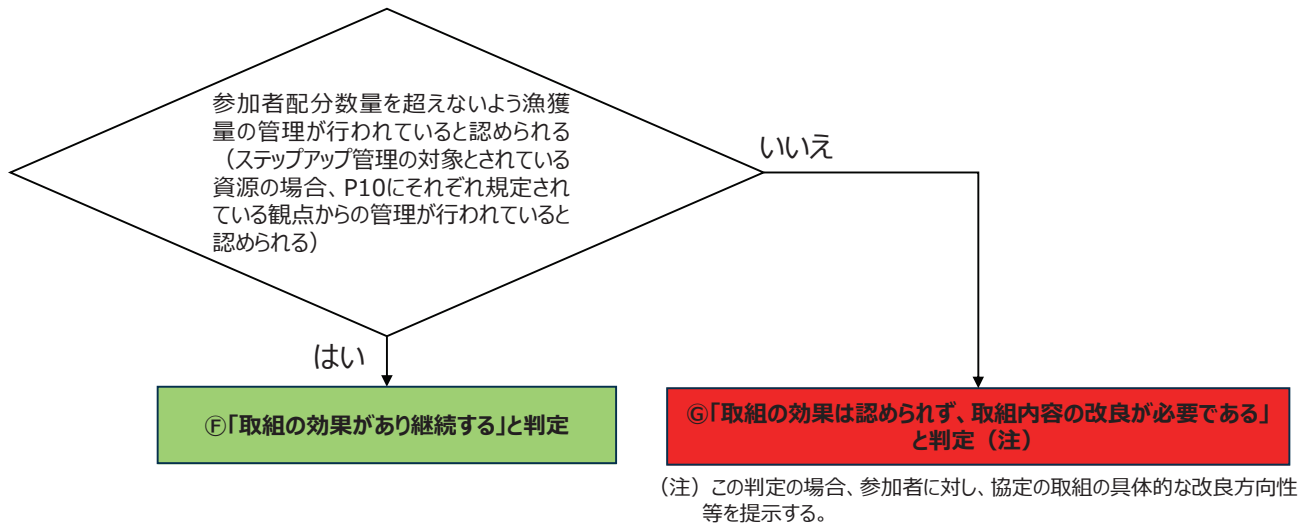
- 取組の開始前において予測することのできなかつた外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する（この場合、どのような外部要因であるかを明らかにするとともに、当該要因を考慮した上で、取組の具体的な改良内容等を検討する。）。
- 複数の「特定水産資源」を対象とする協定、複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定及び「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定にあっては、協定が対象とする全ての資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合に、協定全体として「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する。
- それ以外の場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源を除いて、残りの資源の判定結果により協定全体の判定を行う。

17

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業①）

- 協議会等による検証は、参加者による検証の透明性を確保する観点から、参加者以外の者の視点により客観的に行う。
- 基本的な考え方は、参加者による検証及び改良等と同じであり、水産資源ごとに行う点も変わらない。
- 上記を踏まえ、以下のとおり実施する。

①単一の「特定水産資源」を対象とする協定の場合

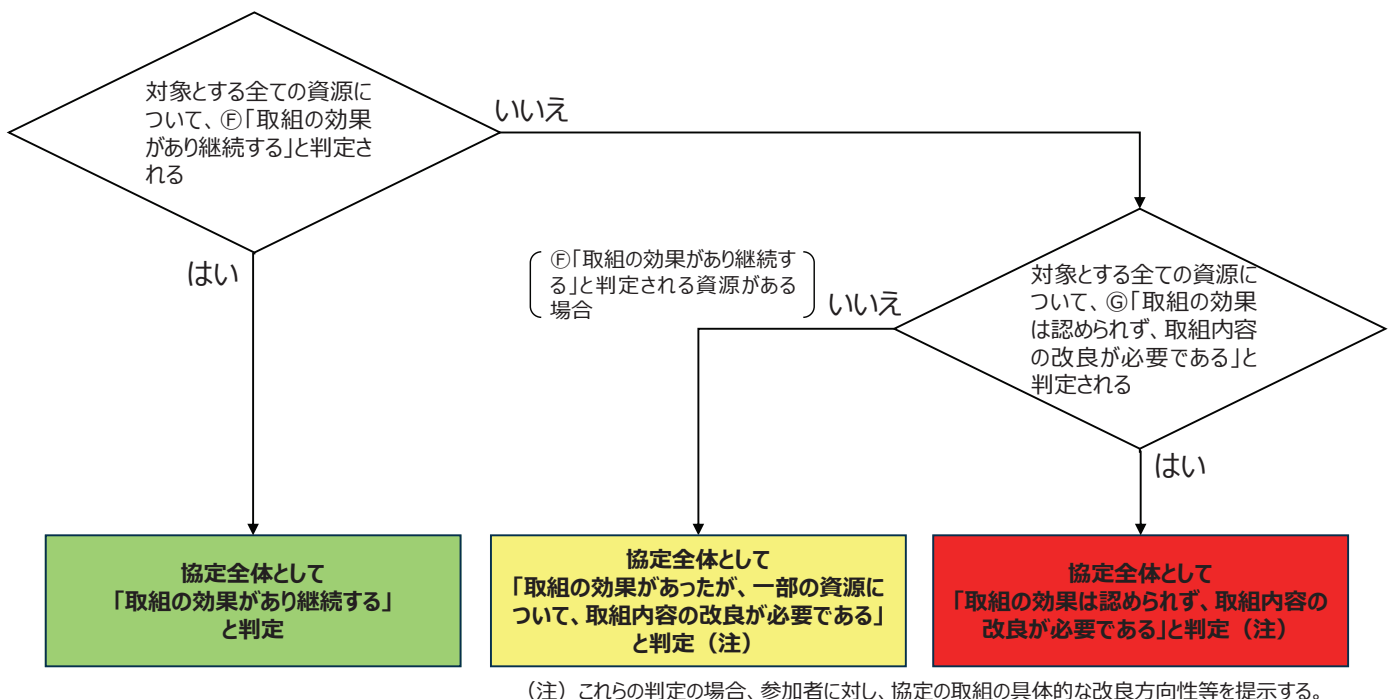


【備考】参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要に応じて当該取組についての評価を行い、参考情報として参加者に対して提示する。

18

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業②）

②複数の「特定水産資源」を対象とする協定の場合

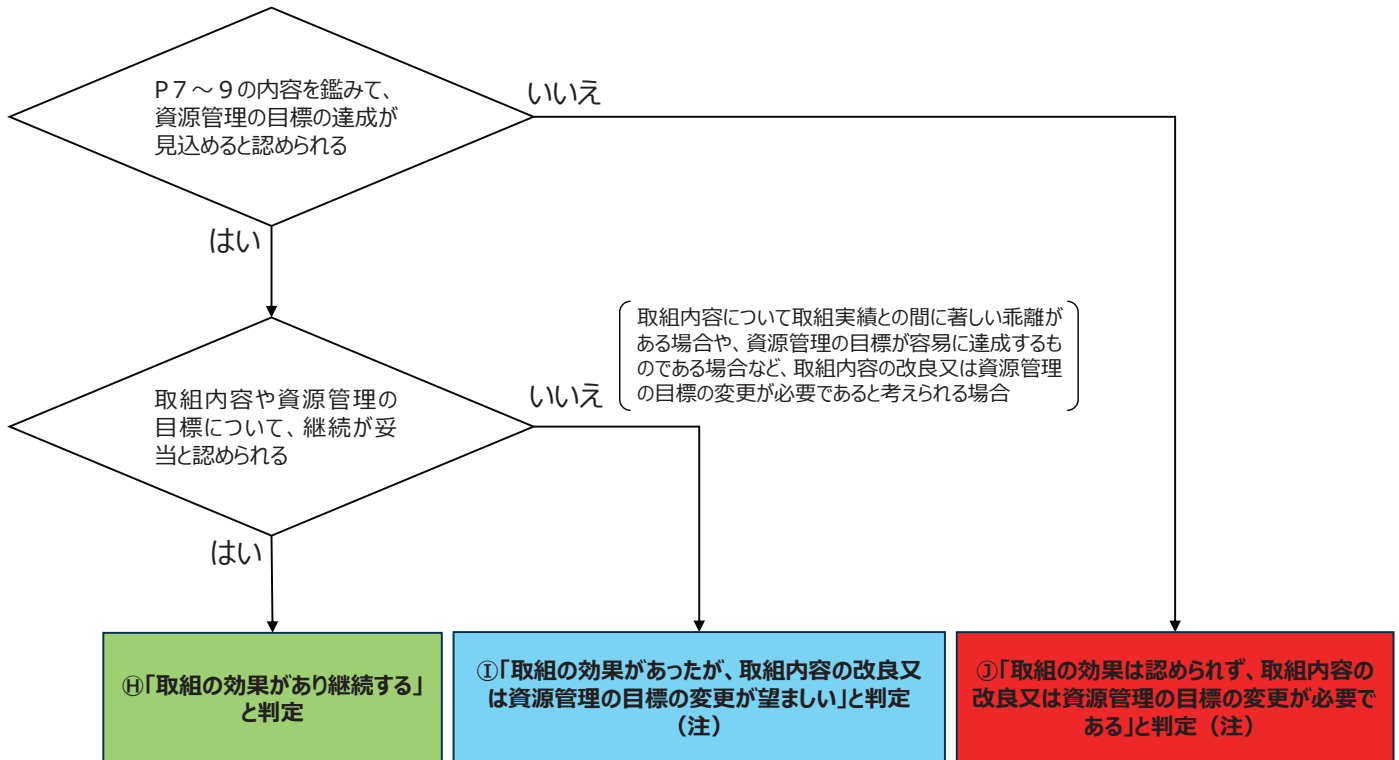


【備考】参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要に応じて当該取組についての評価を行い、参考情報として参加者に対して提示する。

19

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業③）

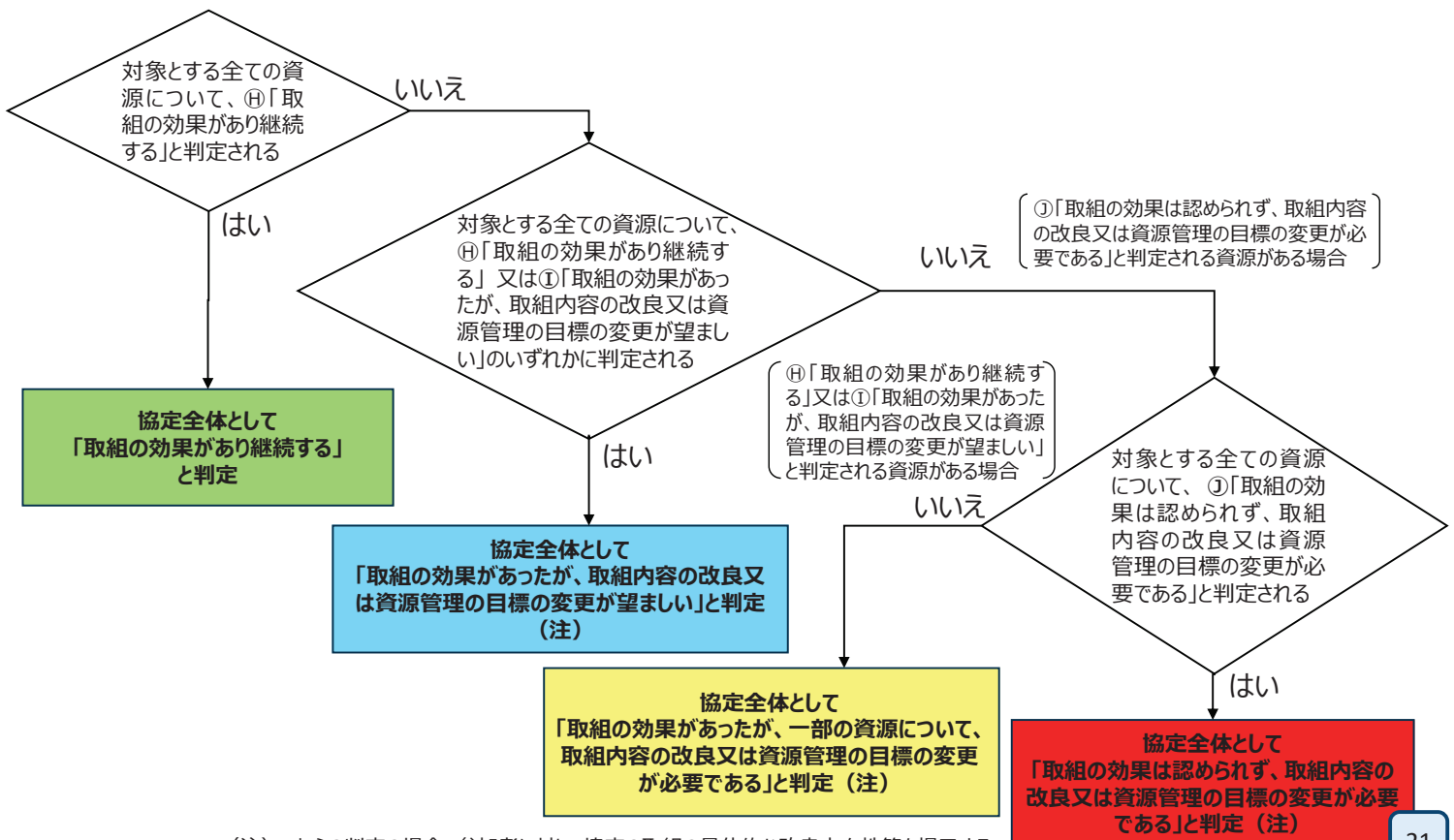
③単一の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合



(注) これらの判定の場合、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良方向性等を提示する。

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業④）

④複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合



(注) これらの判定の場合、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良方向性等を提示する。

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業⑤）

⑤ 「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定の場合

- 対象とする資源を「特定水産資源」、「特定水産資源以外の水産資源」に分けて、①から④と同様の考え方により、それぞれの資源全体の取組の効果を判定する。
- 「特定水産資源」全体、「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定結果を、下の表に当てはめて、協定全体として取組の効果を判定する。

| | | 「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定 | | | |
|---|--------------------------------------|--|--|--|--|
| | | 「取組の効果が あり 継続する」 | 「取組の効果があつたが、取組 内容の改良又は資源管理の 目標の変更が望ましい」 | 「取組の効果があつたが、一部 の資源について、取組内容の 改良又は資源管理の目標の 変更が必要である」 | 「取組の効果は認められず、取 組内容の改良又は資源管理 の目標の変更が必要である」 |
| 「 特定 水産 資源 」 全 体 の 判 定 | 「取組の効果があり 継続する」 | 「取組の効果があり継続する」と判定 | 「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） |
| | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良が必要である」 | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） |
| | 「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」 | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） | 「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注） |

（注）これらの判定の場合、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良方向性等を提示する。

22

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業⑥）

- 取組の開始前において予測することのできなかつた外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する（この場合、どのような外部要因であるかを明らかにするとともに、当該要因を考慮した上で、参加者に対し、取組の具体的な改良の方向性等を提示する。）。
- 複数の「特定水産資源」を対象とする協定、複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定及び「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定にあっては、協定が対象とする全ての資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合に、協定全体として「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する。
- それ以外の場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源を除いて、残りの資源の判定結果により協定全体の判定を行う。

23

第4 その他

- 協定の検証及び改良等は、協定に基づく取組の実施状況及び水産資源の状態に関する情報に基づいて行われることから、参加者は、資源評価及び協定の検証に必要な情報が継続的に得られるよう、例えば、漁獲量、操業日数・回数、操業位置及び漁獲物の体長・体重に関する情報の収集や、標識放流・再捕報告、混獲に関する情報及び年齢査定に必要な試料の試験研究機関への提供並びに調査船調査・市場調査への協力等を、自主的に行うことが望ましい。
- 国又は都道府県は、当該参加者からの協力により得られた情報を活用し、試験研究機関による資源評価の精度向上を促進するとともに、協定の検証及び改良等に資するよう努めることとする。

(知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い)

別記第 5

資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドライン
(案)

第 1 ガイドライン作成の趣旨

我が国においては、水産資源の適切な管理のため、漁獲可能量による数量管理や漁業の許可に伴う制限措置による操業区域、漁業時期等の制限といった法制度に基づく公的な規制を行ってきた。これに加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等、漁業者自身による自主的な資源管理のための取組も行われてきた。

このような自主的な取組は、漁業者同士の話し合いにより行われることから、実効性が高まるなどの効果が期待されるとともに、水産資源の分布状況及び回遊状況の変化に対応した操業秩序の形成にも資するものである。

このことを受け、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）は、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するため、法第124条において、漁業者が、対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類、当該水産資源の保存及び管理の方法等を定めた協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該協定が水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること等、法第125条に定める基準のいずれにも該当すると認めるときは、同条第1項に基づき、当該協定が適当である旨の認定をするものと規定している（以下法第124項第1項の認定を受けた協定を単に「協定」という。）。

協定については、当該協定による取組が、水産資源の保存及び管理に効果的であり、より実効性のあるものとするため、当該協定に参加している者（以下単に「参加者」という。）は、資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うとともに、取組の効果についての検証を行うこととされている。加えて、検証は、履行確認と同様に、参加者以外の者の視点からも、客観的に行うことが望ましい。このため、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する都道府県に設置された資源管理協議会等（以下「協議会等」という。）による検証も行うようにすることとされている。

また、令和6年3月に公表された「資源管理の推進のための新たなロードマップ」では、検証の結果を踏まえて取組内容について必要な改良を行うこと、また、取組の履行、検証、改良のサイクルを繰り返すことにより、実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現するものとされている。

本ガイドラインは、協定の取組の効果の検証及び検証の結果を踏まえた取組内容の改良や資源管理の目標の変更のプロセス（以下「検証及び改良等」という。）が適切に運用されるように制定するものである。

第2 検証及び改良等の手続

1 検証及び改良等は、原則、当該認定協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に行うこととされている（以下、前者の検証及び改良等を「中間時検証」、後者の検証及び改良等を「終了時検証」という。）。また、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定められた当該協定の対象としている水産資源について、資源管理の目標、管理の手法、漁獲シナリオ等の大きな変更があった場合には、当該変更のあった管理年度末から1年以内に検証及び改良等を行うこととされている（以下「臨時検証」という。）。

以上を踏まえた具体的な手続について、以下、2以降に示す。一連の手続には、一定の期間が必要となることに留意し、特に終了時検証においては、検証の対象となる協定の有効期間終了後、切れ目なく、当該終了時検証及び改良等の内容が反映され、新たに締結及び認定された協定の取組が開始できるよう、スケジュール管理を行う必要があることに留意する。

2 検証を行うに際しては、中間時検証については別記様式第1号を、終了時検証については別記様式第2号を、臨時検証については別記様式第3号を用いることとする。様式への記載については、同様式に付随する要領を参考にするとともに、検証及び改良等の考え方及び具体的な作業については、第3を参考にする。

3 中間時検証及び終了時検証は、都道府県知事が、漁業法第127条の規定に基づき、参加者に対して、当該協定の実施状況について報告を求めることで開始し（知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知。以下「長官通知」という。）別記様式第44号を参照）、まずは、参加者による自己検証を行い、その後、協議会等による検証を行う。このため参加者は、まずは様式に沿う形で、それまでの取組の状況や現在の資源の状況等についての情報を整理し、関係者間において議論を行うなどし、自らの行った検証結果を様式の所定の欄に記載する。このとき、試験研究機関から科学的な助言を受けることが望ましい。記載を終えたのち、参加者は当該様式を協議会等に提出し、提出を受けた協議会等は、協議会を開催するなどし、客観的な検証を行う。協議会等による検証の結果については、参加者から提出を受けた様式の所定の欄に記載し、協議会等は当該様式を参加者に返却する。

4 協議会等による検証の結果、「取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」、「取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された場合、参加者は、当該判定への対応を検討し、その結果について、様式の所定の欄に記載する。そのほか、参加者自らが既に記載した検証結果について、誤記、誤植、脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲における修正の必要があるかどうかを確認し、双方の結果について、協議会等に連絡する。

上記以外の判定であった場合は、参加者は、既に記載した検証結果の内容を最

終確認し、誤記、誤植、脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲における修正の必要があるかどうかを確認し、その結果を協議会等に連絡する。

5 参加者は、4までの手続が完了し様式への記載内容が確定した段階で、3において都道府県知事から求められた漁業法第127条の規定に基づく報告に対し、回答を行う（長官通知の別記様式第45号を参照）。

6 都道府県知事は、協定は、法に基づき都道府県知事が認定するものであること、我が国水産業を成長産業化させるために適切な資源管理の取組を我が国全体へと波及させることが望ましいこと、一般の消費者が適切に管理された水産物を選択的に利用できるように情報提供することなどの観点から、報告を受けた当該検証及び改良等の内容を公表する。公表は、これらの趣旨を踏まえ、また、利便性の観点から、一覧表形式にするなどしてとりまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

参加者は、これら公表された資料を活用し、他の協定の取組状況について把握することで、自身の参加する協定の取組をよりよいものとするために取り組むこととする。

7 中間時検証及び臨時検証の場合、検証の結果として協定の変更が必要になった場合には、当該変更及び当該変更の認定の手続を速やかに行うものとする。終了時検証の場合には、検証の対象となった協定の有効期間が切れる前に、当該検証及び改良等の内容を踏まえた次期協定の締結及び認定の手続を行い、切れ目なく次期協定の取組が行えるようにする。

第3 検証及び改良等の実施

検証及び改良等の手続は第2のとおりであるが、実施に際しての基本的な考え方及び具体的な作業について、以下に示す。

1 基本的な考え方

協定は、それぞれの水産資源ごとに、協定に規定した取組を行うことで、資源管理の目標を達成することを目的としている。このため、水産資源ごとに、協定に規定した取組を進めることで、資源管理の目標の達成が見込めるかどうか、の観点から、協定の取組の効果について検証する。

目標の達成が見込めるか、については、設定した目標の内容、具体的な取組の内容、当該目標及び取組を設定した際の考え方並びに期待した効果並びにそれ以降の海洋環境の状況等の変化を踏まえて、判断するものとする。また、協定の取組とはしていないものの、対象としている水産資源の管理の一環として、協定の取組と組み合わせて行っている取組がある場合には、当該取組も勘案して判断するものとする。その際、資源管理の取組の類型ごとに、当該取組によって発生する一般的な効果について、別紙「資源管理の取組の類型とその効果」として取りまとめたので、この内容も参考にされたい。

特定水産資源の場合には、水産資源ごとに、漁獲可能量による管理の取組を通

じて、資源管理基本方針に定めた資源管理の目標の達成を目指していることから、漁業法の下で設定された都道府県別漁獲可能量のうち参加者に配分等された数量（以下「参加者配分数量」という。）を超えないよう漁獲量の管理が行われているかどうかの観点から、検証を行うこととなる。「現行水準」として配分を受けている都道府県であり、配分数量が示されず目安となる数量のみが示されている場合は、「現行水準」の都道府県における管理について、隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うとされていることを踏まえ、現状の漁獲努力量を超えないように管理が行われているかどうかの観点から検証を行うこととする。また、ステップアップ管理の対象とされている特定水産資源については、都道府県及び大臣管理区分に対して具体的な配分数量が設定されないステップ1の期間においては、その管理を行う際の参考として提示される数量を1つの目安として管理が行われているかどうかの観点から、また、都道府県及び大臣管理区分に対して試行的な配分が行われ管理の目安となる数量が提示されるステップ2の期間においては、当該目安数量を踏まえた管理が行われているかどうかの観点から、検証を行うこととする。ステップ3の期間においては、ステップアップ管理の対象ではない通常の特水産資源と同様の配分等による管理がなされることから、通常の特水産資源と同様の観点で検証を行うこととする。

なお、取組内容の履行の状況については、例えば、取組の内容が完全に履行されていなくても目標が達成されることはあり得るため、当該協定の資源管理の目標の達成とは直接的に関係しないものと考え、効果の検証に際しては参考情報として取り扱うものとする。ただし、取組内容の履行ができていない者がいる場合には、全ての参加者により取組の内容が正しく履行されるよう改善策等を検討する必要がある。

また、複数の水産資源を対象とした協定の場合には、水産資源ごとの判定結果を踏まえて、協定全体としての検証を行う。

検証の結果、目標の達成が見込まれない場合には、その考えられる要因に応じて、協定の取組内容の改良や、資源管理の目標の変更を検討する。例えば、広域に分布する水産資源について、参加者のみの取組では十分な効果の発揮が難しいと考えられる場合には、協定の対象とする水域や漁業の種類を拡大することが考えられる。また、資源管理の目標の達成と、具体的な取組による効果との間の関係性が不明瞭である場合には、当該水産資源の特性やその採捕の実態を勘案して、新たな取組を追加したり、追加的な目標を定めたりすることが考えられる。なお、海洋環境の変化等に伴い、獲れる資源に変化が起きているような場合には、協定の対象とする資源自体について、見直しを行うことも考えられる。

協定の取組内容の改良や資源管理の目標の変更を検討するに際しては、漁獲量、操業日数・回数、漁獲物の体長組成等の漁業から得られる利用可能な最善の情報に基づき科学的に分析される結果並びに水産資源の特性及びその採捕の実態を踏まえることが重要である。

2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業

検証は、協定において対象としている水産資源ごとに行う。このため、水産資源に着目して協定の種類を分類すると、次の5つに分けられる。

- ①単一の特定水産資源を対象とする協定
- ②複数の特定水産資源を対象とする協定
- ③単一の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定
- ④複数の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定
- ⑤特定水産資源と特定水産資源以外の水産資源の両方を対象とする協定

以下に、この種類ごとに、検証及び改良等の具体的な作業を示す。

①単一の特定水産資源を対象とする認定協定

以下ア～ウにより、協定の取組の効果及び改良の必要性等について判定する。なお、参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定にあっては、必要に応じて当該取組についての評価を行う。

ア 参加者配分数量を超えないよう漁獲量の管理が行われていると認められる場合（現行水準又はステップアップ管理の対象とされている資源の場合、1にそれぞれ規定されている観点からの管理が行われていると認められる場合。以下、イ並びに3（2）①1ア及びイにおいて同じ。）は、「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ 参加者配分数量を超えないよう漁獲量の管理が行われていないと認められる場合は、「**取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容を検討する。

ウ 取組の開始前においては予測することのできなかつた外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、協定の取組の具体的な改良の内容等を検討する。

②複数の特定水産資源を対象とする協定

個別の特定水産資源について、①と同様の考えにより判定を行い、それらの結果に基づき、以下ア～エにより協定としての取組の効果及び改良の必要性等について判定を行う。なお、参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定にあっては、必要に応じて当該取組についての評価を行う。

ア 全ての特定水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「**取組の効果があり継続する**」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があったが、一部の水産資源について、取組内容の改良が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容を検討する。

ウ 全ての特定水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と

判定されたものは除く。) について、「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容を検討する。

エ 全ての特定水産資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、協定の取組の具体的な改良の内容等を検討する。

③単一の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定

以下ア～エにより、協定の取組の効果及び改良の必要性等について判定する。

ア 1及び別紙の内容を鑑みて、資源管理の目標の達成が見込めると認められる場合であって、イに該当しない場合には、「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ 1及び別紙の内容を鑑みて、資源管理の目標の達成が見込めると認められるが、取組内容について取組実績との間に著しい乖離がある又は資源管理の目標が容易に達成するものであるなど、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要であると考えられる場合には、「**取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容又は資源管理の目標の具体的な変更内容を検討する。

ウ ア、イ又はエのいずれにも該当しないと認められる場合は、「**取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容又は資源管理の目標の具体的な変更内容を検討する。

エ 取組の開始前においては予測することのできなかつた外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、協定の取組の具体的な改良の内容等を検討する。

④複数の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定

個別の特定水産資源以外の水産資源について、③と同様の考えにより判定を行い、それらの結果に基づき、以下ア～エにより協定としての取組の効果及び改良の必要性等について判定を行う。

ア 全ての水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「取組の効果があり継続する」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容又は資源管理

の目標の具体的な変更内容を検討する。

ウ 全ての水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容又は資源管理の目標の具体的な変更内容を検討する。

エ 全ての水産資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、協定の取組の具体的な改良の内容等を検討する。

⑤特定水産資源と特定水産資源以外の水産資源の両方を対象とする協定

特定水産資源について、①又は②と同様の考えにより、特定水産資源以外の水産資源について、③又は④と同様の考えにより判定を行い、その結果に基づき、以下ア～エにより協定としての取組の効果及び改良の必要性等について判定を行う。

ア 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当すると認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

（ア）特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源の両方について「取組の効果があり継続する」と判定される場合。

（イ）特定水産資源について「取組の効果があり継続する」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合。

（ウ）特定水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果があり継続する」と判定される場合。

イ ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容又は資源管理の目標の具体的な変更内容を検討する。

ウ 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当すると認められる場合は、協定全体として「**取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容又は資源管理の目標の具体的な変更内容を検討する。

（ア）特定水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定される場合。

(イ) 特定水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定される場合。

(ウ) 特定水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合。

エ 当該協定が対象とする全ての水産資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、協定の取組の具体的な改良の内容等を検討する。

3 協議会等による検証の具体的な作業

(1) 協議会等による検証は、参加者による検証の透明性を確保する観点から、参加者以外の者の視点により客観的に行うこととしている。基本的な考え方は、1のとおりであるが、この協議会等による検証目的を踏まえ、以下(2)のとおり実施することとする。

(2) 水産資源ごとに行う点については、参加者による検証と変わらない。2と同様に、①～⑤の種類ごとに、具体的な作業を示す。

①単一の特定水産資源を対象とする協定

以下ア～ウにより、協定の取組の効果及び改良の必要性等について判定する。なお、参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定にあつては、必要に応じて当該取組についての評価を行い、参考情報として参加者に対して提示する。

ア 参加者配分数量を超えないよう漁獲量の管理が行われていると認められる場合は、「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ 参加者配分数量を超えないよう漁獲量の管理が行われていないと認められる場合は、「**取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

ウ 取組の開始前においては予測することのできなかった外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

②複数の特定水産資源を対象とする協定

個別の特定水産資源について、①と同様の考えにより判定を行い、それらの結果に基づき、以下ア～エにより協定としての取組の効果及び改良の必要性等について判定を行う。なお、参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管

理する取組以外の取組を定めている協定にあつては、必要に応じて当該取組についての評価を行い、参考情報として参加者に対して提示する。

ア 全ての特定水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「取組の効果があり継続する」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があつたが、一部の水産資源について、取組内容の改良が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

ウ 全ての特定水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

エ 全ての特定水産資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

③単一の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定

以下ア～エにより、協定の取組の効果及び改良の必要性等について判定する。

ア 1及び別紙の内容を鑑みて、資源管理の目標の達成が見込めると認められる場合であつて、イに該当しない場合は、「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ 1及び別紙の内容を鑑みて、資源管理の目標の達成が見込めると認められるが、取組内容について取組実績との間に著しい乖離がある又は資源管理の目標が容易に達成するものであるなど、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましいと認められる場合は、「**取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

ウ ア、イ又はエのいずれにも該当しないと認められる場合は、「**取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

エ 取組の開始前においては予測することのできなかった外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「**想定外の外部要因**

により効果は判定できない」と判定し、当該要因を考慮した上で、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

④複数の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定

個別の特定水産資源以外の水産資源について、③と同様の考えにより判定を行い、それらの結果に基づき、以下ア～オにより協定としての取組の効果及び改良の必要性等について判定を行う。

ア 全ての水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「取組の効果があり継続する」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ 全ての水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「取組の効果があり継続する」又は「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」のいずれかに判定される場合であって、アに該当しない場合は、協定全体として「**取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

ウ ア、イ、エ又はオのいずれにも該当しないと認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があったが、一部の水産資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

エ 全ての水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

オ 全ての水産資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

⑤特定水産資源と特定水産資源以外の水産資源の両方を対象とする協定

特定水産資源について、①又は②と同様の考えにより、特定水産資源以外の水産資源について、③又は④と同様の考えにより判定を行い、その結果に基づき、以下ア～オにより協定としての取組の効果及び改良の必要性等につ

いて判定を行う。

ア 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当すると認められる場合は、協定全体として「**取組の効果が**あり継続する****」と判定する。

（ア）特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源の両方について「取組の効果が**あり継続する**」と判定される場合。

（イ）特定水産資源について「取組の効果が**あり継続する**」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合。

（ウ）特定水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果が**あり継続する**」と判定される場合。

イ 以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すると認められる場合は、協定全体として「**取組の効果が**あったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい****」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

（ア）特定水産資源について「取組の効果が**あり継続する**」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果が**あったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい**」と判定される場合。

（イ）特定水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果が**あったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい**」と判定される場合。

ウ ア、イ、エ又はオのいずれにも該当しないと認められる場合は、協定全体として「**取組の効果が**あったが、一部の水産資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である****」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

エ 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当すると認められる場合は、協定全体として「**取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

（ア）特定水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定される場合。

(イ) 特定水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定される場合。

(ウ) 特定水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合。

オ 当該協定が対象とする全ての水産資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

第4 その他

- 1 協定の検証及び改良等は、協定に基づく取組の実施状況及び水産資源の状態に関する情報に基づいて行われることから、参加者は、資源評価及び協定の検証に必要な情報が継続的に得られるよう、例えば、漁獲量、操業日数・回数、操業位置及び漁獲物の体長・体重に関する情報の収集や、標識放流・再捕報告、混獲に関する情報及び年齢査定に必要な試料の試験研究機関への提供並びに調査船調査・市場調査への協力等を、自主的に行うことが望ましい。
- 2 国又は都道府県は、当該参加者からの協力により得られた情報を活用し、試験研究機関による資源評価の精度向上を促進するとともに、協定の検証及び改良等に資するよう努めることとする。

以上

【別紙】資源管理の取組の類型とその効果

資源管理の取組は、大きく分けて「操業期間・時間制限」、「操業区域制限」、「漁獲物制限」、「漁具・漁船制限」、「漁獲量制限」、「種苗放流」といったものが考えられる。以下に、その類型ごとに、一般的にその取組が持つ効果を示す。

①操業期間・時間制限

操業期間・時間制限とは、期間や時間を決めて、操業できる機会を制限するという取組であり、資源に対する漁獲の影響の大きさ（以下「漁獲圧」という。）を低下させる効果がある。

この効果は、単純に獲れる魚の数を減らすということに加え、例えば、数か月や数週間という単位で期間を定め、これを対象とする水産資源の産卵期にあてることで、産卵親魚を保護し、再生産を促す効果が期待される。また、対象とする水産資源の特性に応じ、例えば、1日のうちでも表層に浮いて獲りやすくなる夜間の時間を制限することなどで、その漁獲圧低下の効果を増大させることができると考えられる。

一方で、これらの制限については、その内容によっては、資源管理のために取り組んでいるものではないのではないか、通常の場合であっても操業を休まざるを得ない期間・時間ではないかとの指摘を受ける恐れがあるところ、取組の効果の検証においては、真に資源管理に貢献しているか否かを注意深く見る必要がある。

②操業区域制限

操業区域制限とは、操業できる区域を制限するという取組である。その効果としては、漁獲圧の低下に加え、例えば、産卵区域や稚魚の育成区域を禁漁区域とすることで、産卵親魚や小型魚の保護につながり、再生産を促す効果があると考えられる。なお、産卵区域や稚魚の育成区域は海洋環境の変化等により変わり得るため、定期的に、最新の科学的知見等に基づき見直される必要がある。

③漁獲物制限

漁獲物制限とは、漁獲対象としている水産資源について、漁獲できるものの体長や体重などについて制限を設ける取組である。その効果としては、一定の基準に満たない個体や、性的に成熟した個体等についての漁獲を制限し、小型魚や産卵親魚の保護をすることで、再生産を促すことが考えられる。これらの制限については、資源ごとの特性を踏まえた適切な基準等により設定される必要がある。

④漁具・漁船制限

漁具制限とは、効率的に漁獲することができる漁具の使用禁止や、使用する漁具の仕様に制限を設ける取組である。その効果としては、漁獲効率の低下による漁獲圧の低下や、一定以下の体長の個体がかからないようにすることによる小型魚の保

護などが考えられる。

漁船制限とは、漁獲の効率を制限するため、漁船数や、漁船の総トン数、推進機関の出力等の漁船の規模・性能に対して制限を設ける取組である。その効果としては、漁獲圧の低下が考えられる。

⑤漁獲量制限

漁獲量制限とは、期間を定め、その期間内における漁獲量について、一定量以上を超えないように操業を管理する取組であり、漁獲量を直接的に制限することで、漁獲圧をコントロールすることができる取組である。この結果として、漁獲圧が一定以上に大きくならないという効果が期待される。

⑥種苗放流

自然環境下の水産動物は、卵やふ化の直後の仔魚・稚魚の間に多くが環境の変化により自然に死亡し、又は捕食により死亡し、その結果として、成魚まで育つものはごく僅かであるという特徴を有している。このため、卵から一定の大きさに成長するまでの死亡率が高い時期を、人工的に育成し、それから放流することで水産資源を積極的に増やすための種苗放流の取組が実施されている。以上の性質に鑑み、種苗放流に際しては、資源や地域の特性を踏まえ、放流の場所や時期、放流する個体のサイズを適切に選定するとともに、①操業期間・時間制限、②操業区域制限、③漁獲物制限又は④漁具・漁船制限といった取組を組み合わせる必要がある。

以上

参加者による中間時検証及び改良等

※記載に際しては、別添の記載要領を参考とすること。

作成年月日： 年 月 日

作成者：

<基本情報>

| | | | | |
|--------|------------------|-------------------------------------|--|----|
| 協定の情報 | 協定の名称 | ●●資源管理協定 | | |
| | 対象の水域 | ●●漁業の許可に係る操業区域 | | |
| | 対象の水産資源 | ●●（資源管理基本方針別紙●-●）、●●（資源管理基本方針別紙●-●） | | |
| | 対象の漁業 | ●●漁業、●●漁業 | | |
| | 協定の有効期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで | | |
| 検証の日程等 | 中間時検証（有効期間の2分の1） | 終了時検証 | | 備考 |
| | 令和 年度 | 令和 年（予定） | | |

<取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）>

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 対象の水産資源名 | ●●（資源管理基本方針別紙●-●） | | | | | | |
| 対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和 年) | | | | | | | |
| 資源管理の目標及び取組内容 | 資源管理の目標 | | | | | | |
| | 協定の取組内容 | | | | | | |
| | その他の管理措置 | | | | | | |
| 履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外 | 単位 | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 備考 |
| | 履行状況 | - | | | | | |
| | 参加隻数 | 隻 | | | | | |
| | 取組内容 | ●● | | | | | |
| | 取組実績 | ●● | | | | | |
| 資源状況 | | | | | | | |
| 取組の評価 | 評価内容 | | | | | | |
| | 取組の改良点等 | | | | | | |

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

| | |
|------|--|
| 判定 | |
| 検証内容 | |

※以下、該当する場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日： 年 月 日

| | |
|----|--|
| 対応 | |
|----|--|

資源管理協議会等による中間時検証

<資源管理協議会等による検証>

記載年月日： 年 月 日

| | |
|------|--|
| 判定 | |
| 検証内容 | |

※記載に際しては、別添の記載要領を参考とすること。

作成年月日： 年 月 日
作成者：

<基本情報>

| | | | | |
|--------|------------------|-------------------------------------|----|--|
| 協定の情報 | 協定の名称 | ●●資源管理協定 | | |
| | 対象の水域 | ●●漁業の許可に係る操業区域 | | |
| | 対象の水産資源 | ●●（資源管理基本方針別紙●-●）、●●（資源管理基本方針別紙●-●） | | |
| | 対象の漁業 | ●●漁業、●●漁業 | | |
| | 協定の有効期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで | | |
| 検証の日程等 | 中間時検証（有効期間の2分の1） | 終了時検証 | 備考 | |
| | 令和 年 月 日 | 令和 年度 | | |

<取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）>

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 対象の水産資源名 | ●●（資源管理基本方針別紙●-●） | | | | | | |
| 対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和 年) | | | | | | | |
| 資源管理の目標及び取組内容 | 資源管理の目標 | | | | | | |
| | 協定の取組内容 | | | | | | |
| | その他の管理措置 | | | | | | |
| 履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外 | 単位 | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 備考 |
| | 履行状況 | - | | | | | |
| | 参加隻数 | 隻 | | | | | |
| | 取組内容 | ●● | | | | | |
| | 取組実績 | ●● | | | | | |
| 資源状況 | | | | | | | |
| 取組の評価 | 評価内容 | | | | | | |
| | 取組の改良点等 | | | | | | |

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

| | |
|------|--|
| 判定 | |
| 検証内容 | |

※以下、該当する場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日： 年 月 日

| | |
|----|--|
| 対応 | |
|----|--|

資源管理協議会等による終了時検証

<資源管理協議会等による検証>

記載年月日： 年 月 日

| | |
|------|--|
| 判定 | |
| 検証内容 | |

※記載に際しては、別添の記載要領を参考とすること。

作成年月日： 年 月 日
作成者：

＜基本情報＞

| | | | | |
|--------|------------------|-------------------------------------|----|--|
| 協定の情報 | 協定の名称 | ●●資源管理協定 | | |
| | 対象の水域 | ●●漁業の許可に係る操業区域 | | |
| | 対象の水産資源 | ●●（資源管理基本方針別紙●-●）、●●（資源管理基本方針別紙●-●） | | |
| | 対象の漁業 | ●●漁業、●●漁業 | | |
| | 協定の有効期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで | | |
| 検証の日程等 | 中間時検証（有効期間の2分の1） | 終了時検証 | 備考 | |
| | 令和 年度（予定） | 令和 年度（予定） | | |

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 対象の水産資源名 | ●●（資源管理基本方針別紙●-●） | | | | | | |
| 対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和 年) | | | | | | | |
| 資源管理の目標及び取組内容 | 資源管理の目標 | | | | | | |
| | 協定の取組内容 | | | | | | |
| | その他の管理措置 | | | | | | |
| 履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外 | 単位 | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 備考 |
| | 履行状況 | - | | | | | |
| | 参加隻数 | 隻 | | | | | |
| | 取組内容 | ●● | | | | | |
| | 取組実績 | ●● | | | | | |
| 資源状況 | | | | | | | |
| 取組の評価 | 評価内容 | | | | | | |
| | 取組の改良点等 | | | | | | |

＜資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等＞

| | |
|------|--|
| 判定 | |
| 検証内容 | |

※以下、該当する場合に作成

＜資源管理協議会等による検証を受けての対応＞

記載年月日： 年 月 日

| | |
|----|--|
| 対応 | |
|----|--|

資源管理協議会等による臨時検証

＜資源管理協議会等による検証＞

記載年月日： 年 月 日

| | |
|------|--|
| 判定 | |
| 検証内容 | |

【別添】資源管理協定の検証の様式記載要領（案）

（１）＜基本情報＞の項（協定参加者による記載）

- ①「協定の情報」の欄には、協定に記載している内容を転記する。
- ②「検証の日程等」の欄には、中間時検証及び終了時検証について、未実施の場合には想定される実施時期を、実施済の場合は様式の内容が確定した年月日を記載する。
- ③「備考」の欄には、不定期検証が行われた場合その他の記載すべき事情がある場合にはその旨を記載する。

（２）＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞の項（協定参加者による記載）

本項目は、協定の対象としている水産資源ごとに作成する。各欄の具体的な記載内容は、以下のとおり。

①「対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合」

本欄は、当該協定の参加者による漁獲量が、対象としている水産資源全体に対し、どの程度の影響を与えうるかを評価するために記載するものである。参加者による漁獲量のデータが存在していない場合は、当該数量に類似する数量を指標とするなどして記載する。

②「資源管理の目標及び取組内容」

「資源管理の目標」の欄には、協定に記載している目標の内容（具体的な内容が資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に記載されている場合には、同方針に記載されている内容）を転記する。

「協定の取組内容」の欄には、協定に記載している具体的な取組の内容について、必要に応じて分かりやすく要約等した上で記載する。

「その他の管理措置」の欄には、協定の取組の内容とはしていないものの、対象水産資源を管理するための一環として、協定の取組と組み合わせて行っている取組を記載する。

③「履行の状況」

協定の有効期間における取組の履行状況について記載する。「取組内容」及び「取組実績」の欄には、協定の取組内容に応じ、その取組の履行の状況がより具体的に把握できるような情報を記載する。例えば、漁獲可能量を遵守する取組の場合には、遵守すべき漁獲可能量の上限及び漁獲の実績を記載する。また、一定以上の休漁の実施を行う取組の場合には、その日数及び実際に休漁した日数を記載する。

④「資源状況」

参加者として、対象水産資源の状況をどのような状況にあると評価しているのかを記載する。国立研究開発法人水産研究・教育機構や、都道府県の水産試験場が行っている資源評価結果がある場合には活用することが望ましいが、資

源評価の頻度や時期、近年の海洋環境の変動を踏まえると、評価の結果と現実の資源の状態についてタイムラグが生じている可能性があることに留意する必要がある。そのほか、CPUE（単位努力量当たりの漁獲量）や漁獲量の変動、漁獲物のサイズ組成など、資源の状況を表していると考えられる独自の指標を用いて評価することが考えられる。

⑤「取組の評価」

資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）「第3の1 基本的な考え方」及び「第3の2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業」を踏まえて行った水産資源ごとの検証の判定結果（「取組の効果があり継続する」、「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」、「取組の効果は認められず、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」のいずれか）を記載する。

また、「評価内容」の欄に、どうしてその判定結果となったのか、具体的な理由を記載する。「取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」と判定した場合、「取組の改良点等」の欄に、必要と考える具体的な改良内容等を記載する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定した場合は、その外部要因を記載し、当該要因を考慮した上で、具体的な取組の改良内容等について記載する。

また、「履行状況」の欄に「×」がある場合には、別途、協定の全ての参加者により取組の内容が正しく履行されるようになるために必要な改善策等を記載する。

（3）＜資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等＞の項（協定参加者による記載）

本項目の「判定」の欄では、ガイドラインの第3の1及び2の内容を踏まえ、資源管理協定全体として検証した結果（「取組の効果があり継続する」、「取組の効果があったが、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」、「取組の効果は認められず、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」のいずれか）を記載する。

「検証内容」の欄には、どうしてその判定結果となったのか、具体的な理由を記載する。「取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」と判定した場合、その具体的な改良内容等を記載する。また、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定した場合には、その外部要因を記載し、当該要因を考慮した上で、取組の具体的な改良内容等について記載する。

（4）＜資源管理協議会等による検証を受けての対応＞の項（協定参加者による記載）

本項目は、以下（5）において示す＜資源管理協議会等による検証＞において協議会等からの助言が示された場合に使用する。具体的には、当該助言への対応について、検討した結果等を記載する。

(5) <資源管理協議会等による検証>の項（資源管理協議会等による記載）

本項目の「判定」の欄は、資源管理協議会等が、ガイドラインの第3の1及び3の内容を踏まえて行った客観的な検証の結果（「取組の効果が有り継続する」、「取組の効果があつたが、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が望ましい」、「取組の効果があつたが、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」、「取組の効果は認められず、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」のいずれか）を記載する。

「検証内容」の欄には、資源管理協議会等が、どうしてその判定結果となつたのか、具体的な理由を記載する。「取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」又は「取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」と判定した場合、その具体的な改良又は変更の方向性等の助言を記載する。また、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定をした場合には、その外部要因を記載し、当該要因を考慮した上で、取組の具体的な改良内容等について記載する。

加えて、特定水産資源に対して、参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要な場合には、参考情報として、当該取組の評価を記載する。

このほか、取組を履行していない者がいた協定については、資源管理協議会等として求める改善等の内容を記載する。

以上

(大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い)

別記第 5

資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドライン
(案)

第 1 ガイドライン作成の趣旨

我が国においては、水産資源の適切な管理のため、漁獲可能量による数量管理や漁業の許可に伴う制限措置による操業区域、漁業時期等の制限といった法制度に基づく公的な規制を行ってきた。これに加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等、漁業者自身による自主的な資源管理のための取組も行われてきた。

このような自主的な取組は、漁業者同士の話し合いにより行われることから、実効性が高まるなどの効果が期待されるとともに、水産資源の分布状況及び回遊状況の変化に対応した操業秩序の形成にも資するものである。

このことを受け、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）は、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するため、法第124条において、漁業者が、対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類、当該水産資源の保存及び管理の方法等を定めた協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該協定が水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること等、法第125条に定める基準のいずれにも該当すると認めるときは、同条第1項に基づき、当該協定が適当である旨の認定をするものと規定している（以下法第124項第1項の認定を受けた協定を単に「協定」という。）。

協定については、当該協定による取組が、水産資源の保存及び管理に効果的であり、より実効性のあるものとするため、当該協定に参加している者（以下単に「参加者」という。）は、資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うとともに、取組の効果についての検証を行うこととされている。加えて、検証は、履行確認と同様に、参加者以外の者の視点からも、客観的に行うことが望ましい。このため、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国に設置された資源管理協議会等（以下「協議会等」という。）による検証も行うようにすることとされている。

また、令和6年3月に公表された「資源管理の推進のための新たなロードマップ」では、検証の結果を踏まえて取組内容について必要な改良を行うこと、また、取組の履行、検証、改良のサイクルを繰り返すことにより、実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現するものとされている。

本ガイドラインは、協定の取組の効果の検証及び検証の結果を踏まえた取組内容の改良や資源管理の目標の変更のプロセス（以下「検証及び改良等」という。）が適切に運用されるように制定するものである。

第2 検証及び改良等の手続

1 検証及び改良等は、原則、当該認定協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に行うこととされている（以下、前者の検証及び改良等を「中間時検証」、後者の検証及び改良等を「終了時検証」という。）。また、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定められた当該協定の対象としている水産資源について、資源管理の目標、管理の手法、漁獲シナリオ等の大きな変更があった場合には、当該変更のあった管理年度末から1年以内に検証及び改良等を行うこととされている（以下「臨時検証」という。）。

以上を踏まえた具体的な手続について、以下、2以降に示す。一連の手続には、一定の期間が必要となることに留意し、特に終了時検証においては、検証の対象となる協定の有効期間終了後、切れ目なく、当該終了時検証及び改良等の内容が反映され、新たに締結及び認定された協定の取組が開始できるよう、スケジュール管理を行う必要があることに留意する。

2 検証を行うに際しては、中間時検証については別記様式第1号を、終了時検証については別記様式第2号を、臨時検証については別記様式第3号を用いることとする。様式への記載については、同様式に付随する要領を参考にするとともに、検証及び改良等の考え方及び具体的な作業については、第3を参考にする。

3 中間時検証及び終了時検証は、農林水産大臣が、漁業法第127条の規定に基づき、参加者に対して、当該協定の実施状況について報告を求めることで開始し（大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知。以下「長官通知」という。）別記様式第48号を参照）、まずは、参加者による自己検証を行い、その後、協議会等による検証を行う。このため参加者は、まずは様式に沿う形で、それまでの取組の状況や現在の資源の状況等についての情報を整理し、関係者間において議論を行うなどし、自らの行った検証結果を様式の所定の欄に記載する。このとき、試験研究機関から科学的な助言を受けることが望ましい。記載を終えたのち、参加者は当該様式を協議会等に提出し、提出を受けた協議会等は、協議会を開催するなどし、客観的な検証を行う。協議会等による検証の結果については、参加者から提出を受けた様式の所定の欄に記載し、協議会等は当該様式を参加者に返却する。

4 協議会等による検証の結果、「取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」、「取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された場合、参加者は、当該判定への対応を検討し、その結果について、様式の所定の欄に記載する。そのほか、参加者自らが既に記載した検証結果について、誤記、誤植、脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲における修正の必要があるかどうかを確認し、双方の結果について、協議会等に連絡する。

上記以外の判定であった場合は、参加者は、既に記載した検証結果の内容を最

- 終確認し、誤記、誤植、脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲における修正の必要があるかどうかを確認し、その結果を協議会等に連絡する。
- 5 参加者は、4までの手続が完了し様式への記載内容が確定した段階で、3において農林水産大臣から求められた漁業法第127条の規定に基づく報告に対し、回答を行う（長官通知の別記様式第49号を参照）。
- 6 農林水産大臣は、協定は、法に基づき農林水産大臣が認定するものであること、我が国水産業を成長産業化させるために適切な資源管理の取組を我が国全体へと波及させることが望ましいこと、一般の消費者が適切に管理された水産物を選択的に利用できるように情報提供することなどの観点から、報告を受けた当該検証及び改良等の内容を公表する。公表は、これらの趣旨を踏まえ、また、利便性の観点から、一覧表形式にするなどしてとりまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 参加者は、これら公表された資料を活用し、他の協定の取組状況について把握することで、自身の参加する協定の取組をよりよいものとするために取り組むこととする。
- 7 中間時検証及び臨時検証の場合、検証の結果として協定の変更が必要になった場合には、当該変更及び当該変更の認定の手続を速やかに行うものとする。終了時検証の場合には、検証の対象となった協定の有効期間が切れる前に、当該検証及び改良等の内容を踏まえた次期協定の締結及び認定の手続を行い、切れ目なく次期協定の取組が行えるようにする。

第3 検証及び改良等の実施

検証及び改良等の手続は第2のとおりであるが、実施の基本的な考え方及び具体的な作業について、以下に示す。

1 基本的な考え方

協定は、それぞれの水産資源ごとに、協定に規定した取組を行うことで、資源管理の目標を達成することを目的としている。このため、水産資源ごとに、協定に規定した取組を進めることで、資源管理の目標の達成が見込めるかどうか、の観点から、協定の取組の効果について検証する。

目標の達成が見込めるか、については、設定した目標の内容、具体的な取組の内容、当該目標及び取組を設定した際の考え方並びに期待した効果並びにそれ以降の海洋環境の状況等の変化を踏まえて、判断するものとする。また、協定の取組とはしていないものの、対象としている水産資源の管理の一環として、協定の取組と組み合わせて行っている取組がある場合には、当該取組も勘案して判断するものとする。その際、資源管理の取組の類型ごとに、当該取組によって発生する一般的な効果について、別紙「資源管理の取組の類型とその効果」として取りまとめたので、この内容も参考にされたい。

特定水産資源の場合には、水産資源ごとに、漁獲可能量による管理の取組を通

じて、資源管理基本方針に定めた資源管理の目標の達成を目指していることから、漁業法の下で設定された大臣管理漁獲可能量のうち参加者に配分等された数量（以下「参加者配分数量」という。）を超えないよう漁獲量の管理が行われているかどうかの観点から、検証を行うこととなる。また、ステップアップ管理の対象とされている特定水産資源については、都道府県及び大臣管理区分に対して具体的な配分数量が設定されないステップ1の期間においては、その管理を行う際の参考として提示される数量を1つの目安として管理が行われているかどうかの観点から、また、都道府県及び大臣管理区分に対して試行的な配分が行われ管理の目安となる数量が提示されるステップ2の期間においては、当該目安数量を踏まえた管理が行われているかどうかの観点から、検証を行うこととする。ステップ3の期間においては、ステップアップ管理の対象ではない通常の特水産資源と同様の配分等による管理がなされることから、通常の特水産資源と同様の観点で検証を行うこととする。

なお、取組内容の履行の状況については、例えば、取組の内容が完全に履行されていなくても目標が達成されることはあり得るため、当該協定の資源管理の目標の達成とは直接的に関係しないものと考え、効果の検証に際しては参考情報として取り扱うものとする。ただし、取組内容の履行ができていない者がいる場合には、全ての参加者により取組の内容が正しく履行されるよう改善策等を検討する必要がある。

また、複数の水産資源を対象とした協定の場合には、水産資源ごとの判定結果を踏まえて、協定全体としての検証を行う。

検証の結果、目標の達成が見込まれない場合には、その考えられる要因に応じて、協定の取組内容の改良や、資源管理の目標の変更を検討する。例えば、広域に分布する水産資源について、参加者のみの取組では十分な効果の発揮が難しいと考えられる場合には、協定の対象とする水域や漁業の種類を拡大することが考えられる。また、資源管理の目標の達成と、具体的な取組による効果との間の関係性が不明瞭である場合には、当該水産資源の特性やその採捕の実態を勘案して、新たな取組を追加したり、追加的な目標を定めたりすることが考えられる。なお、海洋環境の変化等に伴い、獲れる資源に変化が起きているような場合には、協定の対象とする資源自体について、見直しを行うことも考えられる。

協定の取組内容の改良や資源管理の目標の変更を検討するに際しては、漁獲量、操業日数・回数、漁獲物の体長組成等の漁業から得られる利用可能な最善の情報に基づき科学的に分析される結果並びに水産資源の特性及びその採捕の実態を踏まえることが重要である。

2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業

検証は、協定において対象としている水産資源ごとに行う。このため、水産資源に着目して協定の種類を分類すると、次の5つに分けられる。

①単一の特定水産資源を対象とする協定

- ②複数の特定水産資源を対象とする協定
 - ③単一の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定
 - ④複数の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定
 - ⑤特定水産資源と特定水産資源以外の水産資源の両方を対象とする協定
- 以下に、この種類ごとに、検証及び改良等の具体的な作業を示す。

①単一の特定水産資源を対象とする認定協定

以下ア～ウにより、協定の取組の効果及び改良の必要性等について判定する。なお、参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定にあつては、必要に応じて当該取組についての評価を行う。

ア 参加者配分数量を超えないよう漁獲量の管理が行われていると認められる場合（ステップアップ管理の対象とされている資源の場合、1にそれぞれ規定されている観点からの管理が行われていると認められる場合。以下、イ並びに3（2）①1ア及びイにおいて同じ。）は、「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ 参加者配分数量を超えないよう漁獲量の管理が行われていないと認められる場合は、「**取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容を検討する。

ウ 取組の開始前においては予測することのできなかつた外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、協定の取組の具体的な改良の内容等を検討する。

②複数の特定水産資源を対象とする協定

個別の特定水産資源について、①と同様の考えにより判定を行い、それらの結果に基づき、以下ア～エにより協定としての取組の効果及び改良の必要性等について判定を行う。なお、参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定にあつては、必要に応じて当該取組についての評価を行う。

ア 全ての特定水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「**取組の効果があり継続する**」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があつたが、一部の水産資源について、取組内容の改良が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容を検討する。

ウ 全ての特定水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「**取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である**」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容を検討する。

エ 全ての特定水産資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、協定の取組の具体的な改良の内容等を検討する。

③単一の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定

以下ア～エにより、協定の取組の効果及び改良の必要性等について判定する。

ア 1 及び別紙の内容を鑑みて、資源管理の目標の達成が見込めると認められる場合であって、イに該当しない場合には、「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ 1 及び別紙の内容を鑑みて、資源管理の目標の達成が見込めると認められるが、取組内容について取組実績との間に著しい乖離がある又は資源管理の目標が容易に達成するものであるなど、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要であると考えられる場合には、「**取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容又は資源管理の目標の具体的な変更内容を検討する。

ウ ア、イ又はエのいずれにも該当しないと認められる場合は、「**取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容又は資源管理の目標の具体的な変更内容を検討する。

エ 取組の開始前においては予測することのできなかつた外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、協定の取組の具体的な改良の内容等を検討する。

④複数の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定

個別の特定水産資源以外の水産資源について、③と同様の考えにより判定を行い、それらの結果に基づき、以下ア～エにより協定としての取組の効果及び改良の必要性等について判定を行う。

ア 全ての水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「**取組の効果があり継続する**」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容又は資源管理の目標の具体的な変更内容を検討する。

ウ 全ての水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「**取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定される場合は、協定全

体として「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容又は資源管理の目標の具体的な変更内容を検討する。

エ 全ての水産資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、協定の取組の具体的な改良の内容等を検討する。

⑤特定水産資源と特定水産資源以外の水産資源の両方を対象とする協定

特定水産資源について、①又は②と同様の考えにより、特定水産資源以外の水産資源について、③又は④と同様の考えにより判定を行い、その結果に基づき、以下ア～エにより協定としての取組の効果及び改良の必要性等について判定を行う。

ア 以下の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当すると認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

(ア) 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源の両方について「取組の効果があり継続する」と判定される場合。

(イ) 特定水産資源について「取組の効果があり継続する」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合。

(ウ) 特定水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果があり継続する」と判定される場合。

イ ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容又は資源管理の目標の具体的な変更内容を検討する。

ウ 以下の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当すると認められる場合は、協定全体として「**取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、協定の取組の具体的な改良の内容又は資源管理の目標の具体的な変更内容を検討する。

(ア) 特定水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定される場合。

(イ) 特定水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定される場合。

(ウ) 特定水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合。

エ 当該協定が対象とする全ての水産資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、協定の取組の具体的な改良の内容等を検討する。

3 協議会等による検証の具体的な作業

(1) 協議会等による検証は、参加者による検証の透明性を確保する観点から、参加者以外の者の視点により客観的に行うこととしている。基本的な考え方は、1のとおりであるが、この協議会等による検証目的を踏まえ、以下(2)のとおり実施することとする。

(2) 水産資源ごとに行う点については、参加者による検証と変わらない。2と同様に、①～⑤の種類ごとに、具体的な作業を示す。

①単一の特定水産資源を対象とする協定

以下ア～ウにより、協定の取組の効果及び改良の必要性等について判定する。なお、参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定にあつては、必要に応じて当該取組についての評価を行い、参考情報として参加者に対して提示する。

ア 参加者配分数量を超えないよう漁獲量の管理が行われていると認められる場合は、「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ 参加者配分数量を超えないよう漁獲量の管理が行われていないと認められる場合は、「**取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

ウ 取組の開始前においては予測することのできなかつた外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

②複数の特定水産資源を対象とする協定

個別の特定水産資源について、①と同様の考えにより判定を行い、それらの結果に基づき、以下ア～エにより協定としての取組の効果及び改良の必要性等について判定を行う。なお、参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定にあつては、必要に応じて当該取組についての評価を行い、参考情報として参加者に対して提示する。

ア 全ての特定水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「**取組の効果があり継続する**」と

判定される場合は、協定全体として「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があったが、一部の水産資源について、取組内容の改良が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

ウ 全ての特定水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

エ 全ての特定水産資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

③単一の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定

以下ア～エにより、協定の取組の効果及び改良の必要性等について判定する。

ア 1及び別紙の内容を鑑みて、資源管理の目標の達成が見込めると認められる場合であって、イに該当しない場合は、「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ 1及び別紙の内容を鑑みて、資源管理の目標の達成が見込めると認められるが、取組内容について取組実績との間に著しい乖離がある又は資源管理の目標が容易に達成するものであるなど、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましいと認められる場合は、「**取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

ウ ア、イ又はエのいずれにも該当しないと認められる場合は、「**取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

エ 取組の開始前においては予測することのできなかった外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

④複数の特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定

個別の特定水産資源以外の水産資源について、③と同様の考えにより判定

を行い、それらの結果に基づき、以下ア～オにより協定としての取組の効果及び改良の必要性等について判定を行う。

ア 全ての水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「取組の効果があり継続する」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

イ 全ての水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「取組の効果があり継続する」又は「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」のいずれかに判定される場合であって、アに該当しない場合は、協定全体として「**取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

ウ ア、イ、エ又はオのいずれにも該当しないと認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があったが、一部の水産資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

エ 全ての水産資源（「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたものは除く。）について、「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定される場合は、協定全体として「**取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

オ 全ての水産資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

⑤特定水産資源と特定水産資源以外の水産資源の両方を対象とする協定

特定水産資源について、①又は②と同様の考えにより、特定水産資源以外の水産資源について、③又は④と同様の考えにより判定を行い、その結果に基づき、以下ア～オにより協定としての取組の効果及び改良の必要性等について判定を行う。

ア 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当すると認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があり継続する**」と判定する。

（ア）特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源の両方について「取

組の効果があり継続する」と判定される場合。

(イ) 特定水産資源について「取組の効果があり継続する」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合。

(ウ) 特定水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果があり継続する」と判定される場合。

イ 以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すると認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

(ア) 特定水産資源について「取組の効果があり継続する」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定される場合。

(イ) 特定水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定される場合。

ウ ア、イ、エ又はオのいずれにも該当しないと認められる場合は、協定全体として「**取組の効果があったが、一部の水産資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

エ 以下の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当すると認められる場合は、協定全体として「**取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である**」と判定し、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性又は資源管理の目標の具体的な変更の方向性等を提示する。

(ア) 特定水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定される場合。

(イ) 特定水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定される場合。

(ウ) 特定水産資源について「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」と判定される場合であって、特定水産資源以外の水産資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合。

オ 当該協定が対象とする全ての水産資源について、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合は、協定全体として「**想定外の外部要因により効果は判定できない**」と判定し、当該要因を考慮した上で、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良の方向性等を提示する。

第4 その他

- 1 協定の検証及び改良等は、協定に基づく取組の実施状況及び水産資源の状態に関する情報に基づいて行われることから、参加者は、資源評価及び協定の検証に必要な情報が継続的に得られるよう、例えば、漁獲量、操業日数・回数、操業位置及び漁獲物の体長・体重に関する情報の収集や、標識放流・再捕報告、混獲に関する情報及び年齢査定に必要な試料の試験研究機関への提供並びに調査船調査・市場調査への協力等を、自主的に行うことが望ましい。
- 2 国又は都道府県は、当該参加者からの協力により得られた情報を活用し、試験研究機関による資源評価の精度向上を促進するとともに、協定の検証及び改良等に資するよう努めることとする。

以上

【別紙】資源管理の取組の類型とその効果

資源管理の取組は、大きく分けて「操業期間・時間制限」、「操業区域制限」、「漁獲物制限」、「漁具・漁船制限」、「漁獲量制限」、「種苗放流」といったものが考えられる。以下に、その類型ごとに、一般的にその取組が持つ効果を示す。

①操業期間・時間制限

操業期間・時間制限とは、期間や時間を決めて、操業できる機会を制限するという取組であり、資源に対する漁獲の影響の大きさ（以下「漁獲圧」という。）を低下させる効果がある。

この効果は、単純に獲れる魚の数を減らすということに加え、例えば、数か月や数週間という単位で期間を定め、これを対象とする水産資源の産卵期にあてることで、産卵親魚を保護し、再生産を促す効果が期待される。また、対象とする水産資源の特性に応じ、例えば、1日のうちでも表層に浮いて獲りやすくなる夜間の時間を制限することなどで、その漁獲圧低下の効果を増大させることができると考えられる。

一方で、これらの制限については、その内容によっては、資源管理のために取り組んでいるものではないのではないか、通常の場合であっても操業を休まざるを得ない期間・時間ではないかとの指摘を受ける恐れがあるところ、取組の効果の検証においては、真に資源管理に貢献しているか否かを注意深く見る必要がある。

②操業区域制限

操業区域制限とは、操業できる区域を制限するという取組である。その効果としては、漁獲圧の低下に加え、例えば、産卵区域や稚魚の育成区域を禁漁区域とすることで、産卵親魚や小型魚の保護につながり、再生産を促す効果があると考えられる。なお、産卵区域や稚魚の育成区域は海洋環境の変化等により変わり得るため、定期的に、最新の科学的知見等に基づき見直される必要がある。

③漁獲物制限

漁獲物制限とは、漁獲対象としている水産資源について、漁獲できるものの体長や体重などについて制限を設ける取組である。その効果としては、一定の基準に満たない個体や、性的に成熟した個体等についての漁獲を制限し、小型魚や産卵親魚の保護をすることで、再生産を促すことが考えられる。これらの制限については、資源ごとの特性を踏まえた適切な基準等により設定される必要がある。

④漁具・漁船制限

漁具制限とは、効率的に漁獲することができる漁具の使用禁止や、使用する漁具の仕様に制限を設ける取組である。その効果としては、漁獲効率の低下による漁獲圧の低下や、一定以下の体長の個体がかからないようにすることによる小型魚の保

護などが考えられる。

漁船制限とは、漁獲の効率を制限するため、漁船数や、漁船の総トン数、推進機関の出力等の漁船の規模・性能に対して制限を設ける取組である。その効果としては、漁獲圧の低下が考えられる。

⑤漁獲量制限

漁獲量制限とは、期間を定め、その期間内における漁獲量について、一定量以上を超えないように操業を管理する取組であり、漁獲量を直接的に制限することで、漁獲圧をコントロールすることができる取組である。この結果として、漁獲圧が一定以上に大きくならないという効果が期待される。

⑥種苗放流

自然環境下の水産動物は、卵やふ化の直後の仔魚・稚魚の間に多くが環境の変化により自然に死亡し、又は捕食により死亡し、その結果として、成魚まで育つものはごく僅かであるという特徴を有している。このため、卵から一定の大きさに成長するまでの死亡率が高い時期を、人工的に育成し、それから放流することで水産資源を積極的に増やすための種苗放流の取組が実施されている。以上の性質に鑑み、種苗放流に際しては、資源や地域の特性を踏まえ、放流の場所や時期、放流する個体のサイズを適切に選定するとともに、①操業期間・時間制限、②操業区域制限、③漁獲物制限又は④漁具・漁船制限といった取組を組み合わせる必要がある。

以上

参加者による中間時検証及び改良等

※記載に際しては、別添の記載要領を参考とすること。

作成年月日： 年 月 日

作成者：

<基本情報>

| | | | | |
|--------|------------------|-------------------------------------|--|----|
| 協定の情報 | 協定の名称 | ●●資源管理協定 | | |
| | 対象の水域 | ●●漁業の許可に係る操業区域 | | |
| | 対象の水産資源 | ●●（資源管理基本方針別紙●-●）、●●（資源管理基本方針別紙●-●） | | |
| | 対象の漁業 | ●●漁業、●●漁業 | | |
| | 協定の有効期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで | | |
| 検証の日程等 | 中間時検証（有効期間の2分の1） | 終了時検証 | | 備考 |
| | 令和 年度 | 令和 年（予定） | | |

<取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）>

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 対象の水産資源名 | ●●（資源管理基本方針別紙●-●） | | | | | | |
| 対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和 年) | | | | | | | |
| 資源管理の目標及び取組内容 | 資源管理の目標 | | | | | | |
| | 協定の取組内容 | | | | | | |
| | その他の管理措置 | | | | | | |
| 履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外 | 単位 | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 備考 |
| | 履行状況 | - | | | | | |
| | 参加隻数 | 隻 | | | | | |
| | 取組内容 | ●● | | | | | |
| | 取組実績 | ●● | | | | | |
| 資源状況 | | | | | | | |
| 取組の評価 | 評価内容 | | | | | | |
| | 取組の改良点等 | | | | | | |

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

| | |
|------|--|
| 判定 | |
| 検証内容 | |

※以下、該当する場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日： 年 月 日

| | |
|----|--|
| 対応 | |
|----|--|

資源管理協議会等による中間時検証

<資源管理協議会等による検証>

記載年月日： 年 月 日

| | |
|------|--|
| 判定 | |
| 検証内容 | |

※記載に際しては、別添の記載要領を参考とすること。

作成年月日： 年 月 日
作成者：

＜基本情報＞

| | | | | |
|--------|------------------|-------------------------------------|----|--|
| 協定の情報 | 協定の名称 | ●●資源管理協定 | | |
| | 対象の水域 | ●●漁業の許可に係る操業区域 | | |
| | 対象の水産資源 | ●●（資源管理基本方針別紙●-●）、●●（資源管理基本方針別紙●-●） | | |
| | 対象の漁業 | ●●漁業、●●漁業 | | |
| | 協定の有効期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで | | |
| 検証の日程等 | 中間時検証（有効期間の2分の1） | 終了時検証 | 備考 | |
| | 令和 年 月 日 | 令和 年度 | | |

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 対象の水産資源名 | ●●（資源管理基本方針別紙●-●） | | | | | | |
| 対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和 年) | | | | | | | |
| 資源管理の目標及び取組内容 | 資源管理の目標 | | | | | | |
| | 協定の取組内容 | | | | | | |
| | その他の管理措置 | | | | | | |
| 履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外 | 単位 | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 備考 |
| | 履行状況 | - | | | | | |
| | 参加隻数 | 隻 | | | | | |
| | 取組内容 | ●● | | | | | |
| | 取組実績 | ●● | | | | | |
| 資源状況 | | | | | | | |
| 取組の評価 | 評価内容 | | | | | | |
| | 取組の改良点等 | | | | | | |

＜資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等＞

| | |
|------|--|
| 判定 | |
| 検証内容 | |

※以下、該当する場合に作成

＜資源管理協議会等による検証を受けての対応＞

記載年月日： 年 月 日

| | |
|----|--|
| 対応 | |
|----|--|

資源管理協議会等による終了時検証

＜資源管理協議会等による検証＞

記載年月日： 年 月 日

| | |
|------|--|
| 判定 | |
| 検証内容 | |

※記載に際しては、別添の記載要領を参考とすること。

作成年月日： 年 月 日
作成者：

＜基本情報＞

| | | | | |
|--------|------------------|-------------------------------------|--|----|
| 協定の情報 | 協定の名称 | ●●資源管理協定 | | |
| | 対象の水域 | ●●漁業の許可に係る操業区域 | | |
| | 対象の水産資源 | ●●（資源管理基本方針別紙●-●）、●●（資源管理基本方針別紙●-●） | | |
| | 対象の漁業 | ●●漁業、●●漁業 | | |
| | 協定の有効期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで | | |
| 検証の日程等 | 中間時検証（有効期間の2分の1） | 終了時検証 | | 備考 |
| | 令和 年度（予定） | 令和 年度（予定） | | |

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 対象の水産資源名 | ●●（資源管理基本方針別紙●-●） | | | | | | |
| 対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和 年) | | | | | | | |
| 資源管理の目標及び取組内容 | 資源管理の目標 | | | | | | |
| | 協定の取組内容 | | | | | | |
| | その他の管理措置 | | | | | | |
| 履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外 | 単位 | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 令和 年 (年) | 備考 |
| | 履行状況 | - | | | | | |
| | 参加隻数 | 隻 | | | | | |
| | 取組内容 | ●● | | | | | |
| | 取組実績 | ●● | | | | | |
| 資源状況 | | | | | | | |
| 取組の評価 | 評価内容 | | | | | | |
| | 取組の改良点等 | | | | | | |

＜資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等＞

| | |
|------|--|
| 判定 | |
| 検証内容 | |

※以下、該当する場合に作成

＜資源管理協議会等による検証を受けての対応＞

記載年月日： 年 月 日

| | |
|----|--|
| 対応 | |
|----|--|

資源管理協議会等による臨時検証

＜資源管理協議会等による検証＞

記載年月日： 年 月 日

| | |
|------|--|
| 判定 | |
| 検証内容 | |

【別添】資源管理協定の検証の様式記載要領（案）

（１）＜基本情報＞の項（協定参加者による記載）

- ①「協定の情報」の欄には、協定に記載している内容を転記する。
- ②「検証の日程等」の欄には、中間時検証及び終了時検証について、未実施の場合には想定される実施時期を、実施済の場合は様式の内容が確定した年月日を記載する。
- ③「備考」の欄には、不定期検証が行われた場合その他の記載すべき事情がある場合にはその旨を記載する。

（２）＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞の項（協定参加者による記載）

本項目は、協定の対象としている水産資源ごとに作成する。各欄の具体的な記載内容は、以下のとおり。

①「対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合」

本欄は、当該協定の参加者による漁獲量が、対象としている水産資源全体に対し、どの程度の影響を与えうるかを評価するために記載するものである。参加者による漁獲量のデータが存在していない場合は、当該数量に類似する数量を指標とするなどして記載する。

②「資源管理の目標及び取組内容」

「資源管理の目標」の欄には、協定に記載している目標の内容（具体的な内容が資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に記載されている場合には、同方針に記載されている内容）を転記する。

「協定の取組内容」の欄には、協定に記載している具体的な取組の内容について、必要に応じて分かりやすく要約等した上で記載する。

「その他の管理措置」の欄には、協定の取組の内容とはしていないものの、対象水産資源を管理するための一環として、協定の取組と組み合わせて行っている取組を記載する。

③「履行の状況」

協定の有効期間における取組の履行状況について記載する。「取組内容」及び「取組実績」の欄には、協定の取組内容に応じ、その取組の履行の状況がより具体的に把握できるような情報を記載する。例えば、漁獲可能量を遵守する取組の場合には、遵守すべき漁獲可能量の上限及び漁獲の実績を記載する。また、一定以上の休漁の実施を行う取組の場合には、その日数及び実際に休漁した日数を記載する。

④「資源状況」

参加者として、対象水産資源の状況をどのような状況にあると評価しているのかを記載する。国立研究開発法人水産研究・教育機構や、都道府県の水産試験場が行っている資源評価結果がある場合には活用することが望ましいが、資

源評価の頻度や時期、近年の海洋環境の変動を踏まえると、評価の結果と現実の資源の状態についてタイムラグが生じている可能性があることに留意する必要がある。そのほか、CPUE（単位努力量当たりの漁獲量）や漁獲量の変動、漁獲物のサイズ組成など、資源の状況を表していると考えられる独自の指標を用いて評価することが考えられる。

⑤「取組の評価」

資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）「第3の1 基本的な考え方」及び「第3の2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業」を踏まえて行った水産資源ごとの検証の判定結果（「取組の効果があり継続する」、「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」、「取組の効果は認められず、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」のいずれか）を記載する。

また、「評価内容」の欄に、どうしてその判定結果となったのか、具体的な理由を記載する。「取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」と判定した場合、「取組の改良点等」の欄に、必要と考える具体的な改良内容等を記載する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定した場合は、その外部要因を記載し、当該要因を考慮した上で、具体的な取組の改良内容等について記載する。

また、「履行状況」の欄に「×」がある場合には、別途、協定の全ての参加者により取組の内容が正しく履行されるようになるために必要な改善策等を記載する。

（3）＜資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等＞の項（協定参加者による記載）

本項目の「判定」の欄では、ガイドラインの第3の1及び2の内容を踏まえ、資源管理協定全体として検証した結果（「取組の効果があり継続する」、「取組の効果があったが、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」、「取組の効果は認められず、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」のいずれか）を記載する。

「検証内容」の欄には、どうしてその判定結果となったのか、具体的な理由を記載する。「取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」と判定した場合、その具体的な改良内容等を記載する。また、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定した場合には、その外部要因を記載し、当該要因を考慮した上で、取組の具体的な改良内容等について記載する。

（4）＜資源管理協議会等による検証を受けての対応＞の項（協定参加者による記載）

本項目は、以下（5）において示す＜資源管理協議会等による検証＞において協議会等からの助言が示された場合に使用する。具体的には、当該助言への対応について、検討した結果等を記載する。

(5) <資源管理協議会等による検証>の項（資源管理協議会等による記載）

本項目の「判定」の欄は、資源管理協議会等が、ガイドラインの第3の1及び3の内容を踏まえて行った客観的な検証の結果（「取組の効果が有り継続する」、「取組の効果があつたが、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が望ましい」、「取組の効果があつたが、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」、「取組の効果は認められず、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」のいずれか）を記載する。

「検証内容」の欄には、資源管理協議会等が、どうしてその判定結果となつたのか、具体的な理由を記載する。「取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」又は「取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」と判定した場合、その具体的な改良又は変更の方向性等の助言を記載する。また、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定をした場合には、その外部要因を記載し、当該要因を考慮した上で、取組の具体的な改良内容等について記載する。

加えて、特定水産資源に対して、参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要な場合には、参考情報として、当該取組の評価を記載する。

このほか、取組を履行していない者がいた協定については、資源管理協議会等として求める改善等の内容を記載する。

以上

資源管理基本方針の一部変更（資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインの制定に伴う変更）について

1 変更の趣旨

(1) 我が国においては、水産資源の適切な管理のため、漁獲可能量による数量管理や漁業の許可に伴う制限措置による操業区域、漁業時期等の制限といった法制度に基づく公的な規制を行ってきた。これに加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等、漁業者自身による自主的な資源管理のための取組も行われてきた。

このような自主的な取組は、漁業者同士の話し合いにより行われることから、実効性が高まるなどの効果が期待されるとともに、水産資源の分布状況及び回遊状況の変化に対応した操業秩序の形成にも資するものである。

このことを受け、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）は、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するため、法第124条において、漁業者が、対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類、当該水産資源の保存及び管理の方法等を定めた協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該協定が水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること等、法第125条に定める基準のいずれにも該当すると認めるときは、同条第1項に基づき、当該協定が適当である旨の認定をするものと規定している（以下法第124項第1項の認定を受けた協定を単に「協定」という。）。

(2) 協定については、当該協定による取組が、水産資源の保存及び管理に効果的であり、より実効性のあるものとするため、当該協定に参加している者（以下単に「参加者」という。）は、資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うとともに、取組の効果についての検証を行うこととされている。加えて、検証は、履行確認と同様に、参加者以外の者の視点からも、客観的に行うことが望ましい。このため、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する都道府県に設置された資源管理協議会等（以下「協議会等」という。）による検証も行うようにすることとされている。

また、令和6年3月に公表された「資源管理の推進のための新たなロードマップ」では、検証の結果を踏まえて取組内容について必要な改良を行うこと、また、取組の履行、検証、改良のサイクルを繰り返すことにより、実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現するものとされている。

(3) 今般、資源管理協定の取組の効果の検証及び検証の結果を踏まえた取組内容の改良や資源管理の目標の変更のプロセスが適切に運用されるよう資源管理基本方針本則並びに別紙2（TAC資源ごとの資源管理方針）及び別紙3（非TAC資源ごとの資源管理方針）の該当する箇所について、所要の変更を行うとともに、「資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）」を制定する。

- (4) なお、ガイドラインは協定の制度運用について記載している2つの水産庁長官通知（「大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）」及び「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）」）の別記として制定する。

2 変更の内容

主な変更内容は以下のとおり。詳細は別紙参照。

○本則「第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」、

○別紙2のうち以下の各資源の、「第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」

別紙2-4 さんま、別紙2-5 まあじ、別紙2-6 まいわし太平洋系群、別紙2-7 まいわし対馬暖流系群、別紙2-8 すけとうだら太平洋系群、別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群、別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部、別紙2-11 すけとうだら根室海峡、別紙2-12 するめいか、別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群、別紙2-16 まさば及びごまさば対馬暖流系群、別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群、別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域、別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域、別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群、別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部、別紙2-39 かたくちいわし対馬暖流系群、別紙2-40 うるめいわし対馬暖流系群、別紙2-42 まだら本州太平洋北部系群、別紙2-43 まだら本州日本海北部系群、別紙2-44 まだら北海道太平洋、別紙2-45 まだら北海道日本海、別紙2-48 かたくちいわし太平洋系群、別紙2-49 かたくちいわし瀬戸内海系群、別紙2-50 まだい日本海西部・東シナ海系群、別紙2-51 ぶり及び別紙2-53 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

○別紙3のうち以下の「第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」、

別紙3-22 あかがれい日本海系群、別紙3-23 きだい日本海・東シナ海系群、別紙3-24 きんめだい太平洋系群（東シナ海海域）、別紙3-25 そうはち日本海南西部系群、別紙3-26 にぎす太平洋系群、別紙3-27 はたはた日本海北部系群、別紙3-28 ひらめ太平洋北部系群、別紙3-29 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群、別紙3-31 まがれい日本海系群、別紙3-33 やなぎむしがれい太平洋北部系群及び別紙3-34 やりいか太平洋系群

のそれぞれにおいて、以下の変更を実施。

- ・「実施状況の検証」を「協定の取組の効果の検証」に、「取組内容の改良」を「取組内容の改良及び資源管理の目標」に変更。
- ・資源管理協議会等においても検証を実施する旨を明文化。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>資源管理基本方針 第1～第6 (略)</p> <p>第7 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定水産資源以外の水産資源 特定水産資源以外の水産資源については、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。 法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、現行の資源管理に係る取組を維持し当該水産資源の採捕及び漁ろうの実績等に関する情報の収集を充実させつつ、<u>当該資源管理に係る取組の検証を行い、必要に応じて取組内容の改良等を図るものとする。</u></p> <p>3 漁業者自身による自主的な取組 我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法となりやすく、また、資源を利用する当事者同士の合意に基づいていることから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという長所を有する。 こうした資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、<u>当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結</u></p> | <p>資源管理基本方針 第1～第6 (略)</p> <p>第7 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定水産資源以外の水産資源 特定水産資源以外の水産資源については、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。 法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、現行の資源管理に係る取組を維持し、<u>当該水産資源の採捕及び漁ろうの実績等に関する情報の収集を充実させつつ取組の検証を行い、必要に応じて取組内容の改善を図るものとする。</u></p> <p>3 漁業者自身による自主的な取組 我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法となりやすく、また、資源を利用する当事者同士の合意に基づいていることから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという長所を有する。 こうした資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる<u>実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果</u>の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う</p> |

3

| | |
|---|---|
| <p>果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。 加えて、検証の透明性を確保する観点から、<u>外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。</u></p> <p>第8～第13 (略) (別紙2-4 さんま)</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる<u>定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。</u> 加えて、検証の透明性を確保する観点から、<u>外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。</u></p> <p>第9 (略) (別紙2-5 まあじ)</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる<u>定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更</u></p> | <p>ものとする。</p> <p>第8～第13 (略) (別紙2-4 さんま)</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる<u>実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。</u></p> <p>第9 (略) (別紙2-5 まあじ)</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる<u>実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われ</u></p> |
|---|---|

4

並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-6 まいわし太平洋系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-7 まいわし対馬暖流系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更

るよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-6 まいわし太平洋系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-7 まいわし対馬暖流系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われ

5

並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-8 すけとうだら太平洋系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更

るよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-8 すけとうだら太平洋系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われ

6

並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-11 すけとうだら根室海峡）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更

るよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-11 すけとうだら根室海峡）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われ

7

並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-12 するめいか）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更

るよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-12 するめいか）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われ

8

並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-16 まさば及びごまさば対馬暖流系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更

るよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-16 まさば及びごまさば対馬暖流系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われ

9

並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更

るよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われ

10

並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更

るよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部）

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われ

11

並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-39 かたくちいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源））

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-40 うるめいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源））

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変

るよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-39 かたくちいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源））

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1（略）

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-40 うるめいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源））

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われ

12

更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-42 まだら本州太平洋北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-43 まだら本州日本海北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更

れるよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-42 まだら本州太平洋北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-43 まだら本州日本海北部系群（ステップアップ管理対象資源））

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われ

13

並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-44 まだら北海道太平洋（ステップアップ管理対象資源））

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-45 まだら北海道日本海（ステップアップ管理対象資源））

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源

るよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-44 まだら北海道太平洋（ステップアップ管理対象資源））

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9（略）

（別紙2-45 まだら北海道日本海（ステップアップ管理対象資源））

第1～第7（略）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われ

14

管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 (略)

(別紙2-48 かたくちいわし太平洋系群 (ステップアップ管理対象資源))

第1~第7 (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 (略)

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 (略)

(別紙2-49 かたくちいわし瀬戸内海系群 (ステップアップ管理対象資源))

第1~第7 (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 (略)

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行わ

第9 (略)

(別紙2-48 かたくちいわし太平洋系群 (ステップアップ管理対象資源))

第1~第7 (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 (略)

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 (略)

(別紙2-48 かたくちいわし瀬戸内海系群 (ステップアップ管理対象資源))

第1~第7 (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 (略)

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

15

れるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 (略)

(別紙2-50 まだい日本海西部・東シナ海系群 (ステップアップ管理対象資源))

第1~第7 (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 (略)

(別紙2-51 ぶり (ステップアップ管理対象資源))

第1~第7 (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源

第9 (略)

(別紙2-50 まだい日本海西部・東シナ海系群 (ステップアップ管理対象資源))

第1~第7 (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 (略)

(別紙2-51 ぶり (ステップアップ管理対象資源))

第1~第7 (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

16

管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 (略)

(別紙2-53 ベにずわいがに日本海系群(知事許可水域)(ステップアップ管理対象資源)

第1~第7 (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者(漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等)の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 (略)

(別紙3-22 あかがれい日本海系群)

第1、第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者(漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等)の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 (略)

(別紙2-53 ベにずわいがに日本海系群(知事許可水域)(ステップアップ管理対象資源)

第1~第7 (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 (略)

(別紙3-22 あかがれい日本海系群)

第1、第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

17

(別紙3-23 きだい日本海・東シナ海系群)

第1、第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者(漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等)の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

(別紙3-24 きんめだい太平洋系群(東シナ海海域))

第1、第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者(漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等)の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

(別紙3-25 そうはち日本海南西部系群)

第1、第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をす

(別紙3-23 きだい日本海・東シナ海系群)

第1、第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

(別紙3-24 きんめだい太平洋系群(東シナ海海域))

第1、第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

(別紙3-25 そうはち日本海南西部系群)

第1、第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をす

18

る者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

（別紙 3-26 にぎす太平洋系群）

第 1、第 2 （略）

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

（別紙 3-27 はたはた日本海北部系群）

第 1、第 2 （略）

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

る者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

（別紙 3-26 にぎす太平洋系群）

第 1、第 2 （略）

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

（別紙 3-27 はたはた日本海北部系群）

第 1、第 2 （略）

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

19

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

（別紙 3-28 ひらめ太平洋北部系群）

第 1、第 2 （略）

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

（別紙 3-29 ひらめ日本海中部・東シナ海系群）

第 1、第 2 （略）

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

（別紙 3-31 まがれい日本海系群）

第 1、第 2 （略）

（別紙 3-28 ひらめ太平洋北部系群）

第 1、第 2 （略）

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

（別紙 3-29 ひらめ日本海中部・東シナ海系群）

第 1、第 2 （略）

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。

（別紙 3-31 まがれい日本海系群）

第 1、第 2 （略）

20

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
 加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。
 （別紙 3-33 やなぎむしがれい太平洋北部系群）
 第1、第2 （略）
 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
 加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。
 （別紙 3-34 やりいか太平洋系群）
 第1、第2 （略）
 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。
 （別紙 3-33 やなぎむしがれい太平洋北部系群）
 第1、第2 （略）
 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。
 （別紙 3-34 やりいか太平洋系群）
 第1、第2 （略）
 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定

21

当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
 加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行う。